

議事のでんまつ

午前9時00分 開会

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではただいまから福祉文教常任委員会を始めます。昨日まで一般質問2日間行われまして新型コロナウイルス関連の対策の質問が多かったわけですが、大変ご苦労さまでした。それではただいまから始めたいと思います。

最初に会議録署名議員の指名を行います。6番 入杉百合子議員、8番 松本五郎議員兩名をお願いいたします。

それでは先日の本会議において福祉文教常任委員会に付託されました案件につきまして審査を行います。

①学校教育課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 まず学校教育課に係わる案件を議題といたします。議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)について審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○三井学校教育課長 それでは議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)の学校教育課に係る部分の説明を申し上げたいと思います。それでは説明の方は担当の係長より申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 では、私の方から議案第14号 一般会計補正予算(第4号)の学校教育課所管、細部説明をさせていただきます。お手元の一般会計補正予算(第4号)をご覧ください。はじめにおめくりいただきまして、ちょっと飛びます、8ページをご覧ください。8ページですね。初めに歳入の関係でございます。16款 国庫支出金の関係でございますが、2項 10目 教育費国庫補助金の関係でございます。172万5,000円の増額補正ということでございますが、内容といたしましては公立学校情報機器整備費補助金増ということですが、GIGAスクールサポーター配置業務委託ということで、国の方で今回のですね、2次補正の方で事業化されまして、この分に係ります町の方での事業に対します国庫補助金の増額という形になります。事業費に対しまして2分の1の補助という形になりますが、事業自体については後ほど歳出の方がございますので、そちらの方で詳細説明させていただきます。ではすみません、おめくりいただきまして、今度は11ページをご覧ください。22款の諸収入の関係でございます。5項 2目になります。過年度収入ということで8万4,000円の増額補正でございます。国庫支出金過年度収入ということでありますけれども、学校臨時休業対策費補助金ということで増額補正の方をさせていただきます。前年度ですね、今年の3月になりますが、国の方の要請によりまして学校を臨時休業ということで行いました。このとき国の方から示されたのがですね、間際の休業の要請だったということで、既に発注の方をしておりましたパンだとか麺に対しまして、その加

工賃に対します国の方の補助金の制度が創設されました。今回町の方での臨時休業に伴いましてパン、麺の業者の方はですね、県の学校給食会の方で契約の方をしているわけですが、こちらの方からその加工賃に対します請求の方がありましたので、それに対します4分の3の金額につきまして、国の方の補助金が適用になるということでありまして、今回その収入を見込みましてその増額補正の方をさせていただいております。既に昨年度分の給食の費用の扱いということになります。令和元年の歳入歳出の方の関係になりますので、支出の方は昨年度の歳出の方から補償の関係の費用の方支出をしておりますが、ここで国の方からの収入の方につきましては交付決定が新たに参りましたので、今回過年度収入ということで、予算の方を計上させていただいております。以上歳入については以上になります。すみません、少しちょっと飛びますけれども30ページ、30ページをご覧くださいと思います。続きまして歳出の関係でございますけれども、10款の教育費の関係でございます。初めに1002事務局費の関係でございますけれども、合計しまして240万3,000円の減額という形になっております。内容はご覧のとおりになるんですけども、一部今回6月の補正で一般職のですね、職員給与の関係の補正の方がございますので、こちらについては総務課の所管になりますので、省略の方させていただきます。学校教育課に係る部分だけご説明いたしますので、よろしくお願いたします。はじめに01報酬になりますが317万9,000円の増額とということでございます。また04共済費の関係96万円の減額になりますが、うち会計年度任用職員社会保険料の増として57万3,000円の増、雇用保険料の増ということで4万1,000円の増という形になっております。また、08の旅費の関係ですけれども5万6,000円。会計年度任用職員の費用弁償の増ということで、こちらですけれども学校教育課につきましては、今回コロナウイルスの関係の対策関係、また既に補正等をお認めいただいておりますけれども、GIGAスクール構想の関係でですね、非常に業務が煩雑になっているというところもございまして、会計年度任用職員の方、お2人ほど増員させていただいております。その関係の費用ということで、ここで補正の方を計上させていただきました。続きまして10節 01 細節の消耗品費の関係でございますが、新型コロナウイルス拡大防止関係の消耗品ということで、30万円の増額補正をさせていただいております。こちらの方につきましては各学校の方からですね、消耗品の増額をお願いしていただきたいといった要望の方がございまして、感染予防のための消耗品類を購入するため、例えばですけども手袋だとかですね、ペーパータオル、また液体石鹸などなど、いろんなちょっと細かいような物を購入していくことになるかと思っておりますけれども、そういったものの消耗品の購入ということで30万円増額補正をさせていただいております。続きまして12節 01 細節委託料の関係ですけれども、二つ項目ございまして404万4,000円の増額ということでございます。一つ目ですけれども、学校情報通信ネットワーク保守業務委託料といたしまして59万4,000円の増額です。こちらにつきましては今回GIGAスクール構想の関係でですね、多くの機器類だとか導入したり、また今度そのネットワーク配下に2,000台ほどのパソコンが新たに接続されるということもありまして、ネットワーク

の信頼性といったものが確保する必要がございます。現在、今まで総務課の方のですね、運用の中で含めてうまく保守みたいな形をしてきていただいたわけですが、今回新たに学校の方のネットワークが非常に大規模なものになってきましたので、ここで機器類等だったり、またネットワークの設定、細かい設定の一部分といったようなところを保守していきたいというふうに考えておりますので、新たに委託料ということで計上の方させていただきました。二つ目の項目ですけれども、GIGA スクールサポーター配置業務委託料といたしまして345万円の増額補正でございます。こちら先ほど歳入の方でもご説明の方いたしましたけれども、スクールサポーターの配置業務ということで、国の方で新たに補助金の事業が創設されてきて、こちらに対します歳出の関係になります。内容ですけれども今回1人1台パソコンを導入していくこととなりますけれども、そういった機器類をただ設置するだけではなかなか先生方だったり、授業の方に展開していけないということで、国の方ではそういった端末類のですね、使用マニュアルといったものを作成したり、また導入した後の環境整備といった初期対応ということを念頭におきまして、国の方で事業化されました。国においてはですね、標準のイメージということで4校に2人の配置というようなイメージを示されていますけれども、この実際のやり方については自治体の裁量にちょっとお任せされているところがありますが、我々の方としましてはそういった標準イメージに基づきまして、4校に2名ですので、箕輪町については6校学校がありますので、3人の配置というような計算に基づきまして、増額の金額を345万円計上の方させていただきます。続きまして1015の小学校給食費の関係でございます。すみません、次のページにもちょっと跨りますけれども、21節 01 細節の補償・補填・賠償の関係ということで70万円の増額補正でございます。こちら学校臨時休業補償料ということで計上しているものでございますけれども、現在新型コロナウイルスの関係、一旦は収束に向かいつつありますが、まだ第2波、第3波ということがちょっと想定されるのかなという状況の中で、今後校内でですね、そういった新型コロナウイルスに感染した児童生徒だったり、教職員が発生した場合、消毒だったりも含みますし、クラスター対策というところもありますが、学校臨時休業せざるを得ないという状況が発生する可能性があるかと思っております。そういった場合に給食をですね、校内全員休業という形にした場合にどうしても給食のキャンセルといったものが発生してくるかと思っておりますが、キャンセルをですね、学校に対して、教育委員会の方で指示している状況の中で、保護者負担で費用を見ていただくというのは難しいのではないかとこのようにちょっと考えまして、そういった給食食材業者に対しましてキャンセル料の支払いのために、今回補償料ということで計上の方させていただきたいと思っております。こちらについては国の方で今創設してはございますけれども、地方創生臨時交付金の方の交付金が充当されるように仕組み上なっておりますので、そちらの方も計画上に計上させていただきます。同じくになりますが、事務事業の1049 中学校給食費の関係でも21節 01 細節の方に補償・補填・賠償ということで30万円、こちらは中学校分になりますけれども、先ほどご説明しましたとおり給食食材提供業者のキャンセル料が発生した場合

の歳出ということで、30万円の増額補正をさせていただいてございます。以上学校教育課に係ります今回の6月補正の細部説明の方させていただきました。よろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ただいま担当課の方から細部説明がありました。それではこれから質疑を行います。議案第14号に係わる部分の学校教育課に係わる部分について質疑、またご意見がありましたら出してください。唐澤委員

○5番 唐澤委員 今ご説明いただきましたGIGAスクールサポーター配置ですけれども、これいつから配置をされるのでしょうか。6校3人ということですが、そうすると1カ月どのくらいになるのかってのがわかれば、どういう、何ですか、配置されるかみたいなところもわかってくると思いますけど、ちょっとその辺ですね、お願いします

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今GIGAスクールサポーターの配置に関しまして、いつからかといったようなご質問の方をいただきました。GIGAスクールサポーターは国の方の補助につきましてはですね、標準のイメージとしては半年というふうに示されてはいますが、これは要は何人配置するかとか、それを常駐をしてもらうのか、派遣みたいな形にするのか。また委託するのか、雇用するのか、そういったところは自治体の方の裁量というような示され方をされています。我々の町の方ではですね、今回、今端末の調達の方を今進めておりますけれども、端末の調達におきましては一律1台4万5,000円の補助ということで、上限が予め決められている関係でちょっと入札には適さないのではないかとこのうにちょっと考えておまして、今回プロポーザルを提案依頼をお願いしていくような形で今進めております。今回スクールサポーターの配置事業の方が示されてきましたので、そのプロポーザルの中にですね、このスクールサポーターの配置につきましても、提案するというような形での提案依頼を掛けてあります。端末だけ物が揃ったらそれだけで終わりというわけではなく、今回スクールサポーターの趣旨にあるとおり、それがきちんと運用に乗るまでの面倒を見ていただきたいというような形の提案になっていますので、そこで最終的に選ばれた業者さんと進めていくような形になっていますが、今現在予定しているのが7月くらいにですね契約、7月の頭くらいになります契約を進めて、金額によって財産の取得700万以上という形になり得るかと思っておりますので、議会の方でも承認をいただくような流れになっていますので、そこから実際物を調達して、物が入ってから、あとはサポーター、サポートの方も物が入ったらスタートではなく、入ってくるまで、入るまでの前段のところでもサポートしていただく必要があると思うので、ちょっとそこも業者さんからの提案によってもちょっと色々違いがあるかもしれないですけれども、契約上は7月の半ば、下旬くらいの計画からサポート入っていただいて、流れとしては契約上は、3月一杯まではサポーターの人入っていただきたいとは思ってはいますが、そこもいろんな導入のノウハウを持っている業者さんからの提案を受けて、どういう形にしようかなっていのを考えていきたいというふうに思っています。ですので、現段階ではいつからいつま

でってのはちょっとまだはっきりしていませんが、年度一杯までの補助の内容になっていきますので、できるだけ長い期間で学校に対してのサポートしていただくのが我々としては必要なというふうに思っているところです。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 そうすると7月から入って8月にネットワーク完了、それから9月に具体的に機器が入るでしたかね。そんなような予定だと思んですけど、実際の運用はですね、どういうふうな形になってくるのか、前もちょっとそのスケジュールってのをどんなふうですかって質問したことがあるんですけども、それから学校での説明をやって、そして学校側の方で、教職員の方でその辺の使い方等あれしながら、それから児童生徒がというふうな形になってくると思うんですけど、大体この辺の流れですね、どんなふうなこれから業務というか、そういう作業入ってくるのか、ちょっと見通しだけで結構ですので、当然学校との打合せとかね、連絡した上での決定というか、なってくると思いますけど、その辺どんなふうでしょう。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 スケジュールにつきましては5月のときのお話のときにさせていただいてる部分もありますが、現在端末の調達につきましてはプロポーザルの依頼の方は実は業者さんの方にしてしまっていて、提出を今待っているという状況です。実際先ほどお話したとおり、7月の中旬、下旬に契約をさせていただいて、導入していくという流れになっていくかと思います。そうですね、8月ぐらいから端末も今実はですね、いろんな市町村で発注を掛けだしているというところもありますし、業者さんの方でどういうふうに手配進めていくかということもあるので、一括でドンと入るのか、五月雨式に入ってくるのかはちょっと何とも今のところは言えないかなと思っていますが、8月ぐらいから順次端末が入りだしていきだろかなというふうにはちょっと我々としては想定しています。ネットワークの構築については今設計が概ね出来上がりつつあるかなという状況です。もうじき発注の方は進めていきたいと考えていますが、9月の末くらいまでには完了したいなというふうに今考えています。ここもちょっと今設計をしていただいている業者さんと今調整を進めているところです。そうしますと8月、ネットワークも完了して9月くらい、10月以降くらいからは実際の使っていただくというようなケースになっていくかなというふうに思っています。先ほどのスクールサポーターの話、何回もちょっとさせていただきますが、そういうところだったり、現在ICT支援員ということで今中学校にお1人いますけども、そういった方だったり、またそれぞれの先生方、各学校から選んでいただいたICT推進委員会といったような委員会とかも活用しまして、それを具体的にどういうふうに活用していくかというようなことを考えていくのが、そこからかなというふうに考えていますので、少なくともスクールサポーターが今年、今年度一杯までだろうなと思っていますので、ある程度の道筋をつけて来年度の運用に入っていきたいかなと思っています。それがこれから第2波、第3波があった場合の遠隔授業とどう絡むかということもちょっとありますの

で、いずれにしても遠隔授業は多分喫緊の部分だと思うので、学校としてそれをどう教育に生かしていくかというところも考えていく必要がありますし、ちょっと今後の情勢によってその第2波、第3波といったようなことがあり得るならば、あり得るといって何かあれですけど、によっては遠隔授業というのもまずは差しおいてそちらを考えなくてはいけなくなるっていう可能性もちょっとあるのかなと思っています。国の方もですね、その1人1台パソコンを使ってどういう授業をしていくかというような、ちょっとフェーズとかは示しつつありますけれども、それもまだ具体的にどんなツールがあるのかといったところはまだはっきりしていないのがちょっと実情でして、そういったちょっと国からのアドバイスとか、流れも受けつつ、町の方も順次対応していくというような流れになっていくのかなと思いますので、現状としてはちょっと手探り感があるのは否めないかなというふうに考えていますが、うちの町としては他の自治体よりも一歩早目に、早くICT教育といったものを取り組んでいるということも町側としてもちょっと自負がありますので、そういった部分をちょっとどう生かすとか、進めていくかということも、理事者からも言われている部分ではありますので、これからちょっと考えていく(聴取不能)かなというふうに考えます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。関連ありますか。入杉委員

○6番 入杉委員 この遠隔授業の検討をされていることはわかりました。遠隔授業の環境って、整備といいますか、そういうものが学校内はできても各家庭の遠隔授業に対する準備というものも同時に検討はなされているのか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 遠隔授業につきましてはですね、5月のときに補正予算の方で計上させていただきますが、使用量及び賃借料ということで、サテライト設置用のモバイルルーターのレンタル料の方は計上させていただいております。今、現在ですね、コロナ若干収束しているのですが、今すぐここですぐ借る必要はないかなあというふうには考えていますが、そこでモバイルルーターをレンタルする費用の方はちょっと計上しています。当初ですね、そういったネットワーク環境がない方にルーターを貸出するというところもちょっと考えたんですけども、何て言うんでしょうね、実際そういった皆さん全員にちょっとお配りするような費用的な部分ってのはちょっとなかなか大がかりになってしまうところもちょっとありまして、今回のその5月のときの補正のときにはですね、サテライト箇所を設けてそこにネットワーク環境とかがない方は、児童生徒さんはちょっと集まってくださいというような形を考えて、5月の補正のときには予算の方計上しています。どこにサテライトおくかということも今後の様子かなと思っていますし、あとそれぞれの実情も踏まえていかなというふうに思っています。少なくとも早急にやらなきゃいけないだろうと思うのは中学校かなと思っています。特に受験を控えた3年生の子たちかなと思っていますので、今度3年生の生徒さんたちを対象にしたテレビ会議のちょっと実験とかをしてみたりとかということを考えていますが、そこはまだ強制では

できないので、一旦学校をサテライトにしてみましようという形でやってみるつもりでは
いますが、もし第2波、第3波とという形になったときにはこの5月のときの補正を持っ
てサテライト設置をして、そこにちょっと集まるような形での運用にならざるを得ないか
なというふうには現状としては考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 GIGA スクールサポーターの関連でお尋ねします。一番最優先は今年
度はやっぱり第2波ということなんですけれども、ある程度シミュレーションしなきゃい
けないと思うんですけど、例えば機器が入ってサポーターも配置されたという前提で休校
が例えば明日から休校、じゃあ2週間ねってなったときはどういうシミュレーションとい
うか、どういう今のところ結構です。これからつくるんだと思うんですけども、どうい
うイメージで遠隔授業なり何なり対応するのかっていうのをお尋ねします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 すみません、現状としてはですね、まだシミュレーションまでいた
っていないのが実情ではありますが、ここで機器が手配できたりだとか、ルーターもちょ
っとお試的にですね、何台か借りてみて実際にうまくいくのかといったようなところの運
用のイメージは我々としては持っていたいなと思っています。先ほどもちょっとお話した
とおり、遠隔授業っていうとあれですね、まずは今クラウドでありますけど Zoom を使っ
て子どもたちがその Zoom の環境でテレビ電話を試しでちょっとやってみるというのを実
はちょっと今月行う予定でいますけれども、そちらの方をやって、子どもたちとしてはこ
ういう環境もあるんだってのは、ちょっとつかんでいただくつもりではあります。ただ、
どうしてもですね、まだ超えなきゃいけない壁がいくつも実はあって、実際今回の臨時休
業に伴って、いろんな市町村でも Zoom 使ったり、いろんな環境使ってテレビ電話とかテ
レビ遠隔授業ということも考えたけどなかなか進まない理由の一つに多分あるのが、子ど
もたちに自由に使わせたら、パソコンだったりを使わせることについての親の理解だっ
たりっていうところもちょっとありますし、あとはそもそものネットワークの環境があるとか
ないとか、家にあるパソコンは子供2人いると同時に使えないとか、そういった問題があ
るとか、ちょっと幾つもまだ超えなきゃいけない壁があるのはちょっと実情で、そうい
った中で5月の補正の段階ではサテライトっていう話がでてきたと、そうすると今回その9
月ですかね、8月から順次入ってくパソコンで台数さえ整えば、もしどうしても遠隔授業す
ぐにやらなきゃいけなくなってきたといった場合については、そのサテライトにパソコン
用意するから集まってねって、できるだけ全員学校に集まるってのはちょっと三密になる
ので、比較的サテライトではゆったりした環境の中で三密にならないようにってことがで
きるというようなところまでは、ちょっと今のところは考えていて、それを運用にちょ
っと移していくのをちょっとステップを踏んでやっていきたいかなというところまでですか
ね。現状として思ってるのはそんなところまでです。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 そうしますとサテライトになるということを仮定したとして、各地区の公民館だとか、そういった施設を活用して、そこにサポーターが誰かついて遠隔授業をするというイメージですよね。イメージをつくっていったらどうかなというふうには思っているんですが、いかがでしょう。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 5月の補正のときにですね、モバイルルーターですね、を30台見込んでございます。それは各先ほどおっしゃられるように公民館であったり、場合によつたら地区の集会所ですとか、あとは小学校の空いてる教室ですとか、そういうところも一つの候補かなとは思いますが、それで、そこへ電源をさせば20台くらい一気にWi-Fi関係になりますので、ご家庭にWi-Fi環境のないお子さんはそちらに集まっていたり、場合によつたら中学校のある教室に集まっていたりというのも手だとは思いますが、それで先ほど係長も申しましたとおり、中学3年生につきましては今月ご家庭との一応ネットワークがつながるかというような試験も行う予定でおります。それで今日実は10時から校長会なんですけど、今日もリモート会議といいますか、校長会は各校長は学校でにての校長会を予定しております。一番は今そうですね、教員の方も遠隔授業の経験もまだどうもないような状況でありますので、例えば今までみたいに黒板にただ書いて、あと見てもらえればという状態とは、今度は例えばテレビカメラを通してになりますので、資料を送るか、見せながら、映し出しながら、説明をするという通常の授業とまた変わった手法でやらないとなかなか思いが届かないというような状況もありますので、その辺今後ですね、サポーターの方、また幾つかそのテストを繰り返す中でこういうふうには、例えば資料も提示したら見やすいよですとか、教員の方の研修も当然必要になって来るかと思いますが、そういった中で要は導入までにですね、いくつかテストを繰り返しながら第2波、第3波の非常時に備えてまいりたいという考え方であります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 先ほども寺平議員がおっしゃったように中3がもうとにかく喫緊の対応の必要な学年ですので、中3生に対してのとにかく対応を最優先でやっていくということが大事かなというふうには思いますので、他の学年はいいよ、後回しでいいよってわけではないですけど、入試は待っていないので、またその入試がコロナのために延期になるってこともありませんので、とにかく中3が今2割授業内容が遅れているってことを踏まえれば、これが取り戻せるかどうかの瀬戸際になって来ているということ踏まえて、対応を迅速にお願いしたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 今入杉議員のおっしゃられてるとおり、その2割分を例えば先日もお話ししたとおり、夏休みの短縮ですとか、あとその他校外活動を縮小するですとか、そういった部分で一応今の現時点では今まで休業だった分の授業時間数は一応何とか確保できる状況でありますけど、やはりスタートが4月、5月でつまずいた部分の挽回ってのはなか

なか生徒にも負担が強いられると思いますので、うちの町の場合は他の町村のように授業時間を、1日の授業時間を増やすという方法よりかは、できるだけ児童生徒に負担のないように、授業時間数は一定にしてですね、その他の先ほどの夏季休業ですとか、校外活動を短縮してですね、できるだけ児童生徒の負担のないような形で、詰め込み型にならないような形で考えていきたいと思います。それからやはり中学3年生受験を控えてで一番大切な部分かと思います。先ほどのGIGAスクールの1人1台のパソコンにつきましても、中学の上位学年から小学校の高学年というように上から順に入れていくような考え方ではありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今の入杉委員のご意見に何か他の方ありますか、ご意見が。なければ次の質疑を行います。他に。今の件と別件でありましたら。釜屋委員

○4番 釜屋委員 給食食材のパン、麺という臨時休業の補償料ですけれども、具体的には業者さんといいますと、こちらは箕輪町に対しての業者さんはどなたですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 パンや麺のですね、加工業者さんはですね、町というか、各学校と直接契約してるという形ではなくてですね、そういった安定した供給をしていただきたいということで、県の学校給食会の方と契約をしております。学校によってですね、直接例えばパンだったら町内にはですね、パンの業者さんはいらっしゃらないかなと思いましたが、近隣の市町村のパンの製造をされている業者さんの方から納入がされてきます。また、麺の関係はですね、町内にはどん麺さんがいらっしゃいますが、全部の学校がどん麺っていうわけではなくて、それも県の学校給食会の方でこの業者さんであればどのくらいの生産能力があるとか、何人前が一度に作れるとか、そういうようなところも考慮しまして、学校ごとに配分されているという形になりますので、具体的にどこという形ではなくてパンや麺については県の学校給食会と契約をしているというところがございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 そうするとパン、麺という指定でもうきているということですね。というか、その小麦粉を使った加工食品とかですね、お豆腐屋さんなんかは大豆をとかっていうお話もありましたけれども、指定をされていれば、その学校給食会ではない、要するに個人の調達先っていうことにはならないということですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今回歳出予算として小学校70万、中学校30万で盛りましたこの合計100万円については、我々の方の考え方としては、パンと麺にこだわったというところではなくて、どうしても急遽キャンセルしなきゃいけない場合の例えば、何て言うんでしょうね、物自体については実際はその物を取り寄せしなかったもので、物が来なくてキャンセル料は発生しないよって言われる業者さんもいるかもしれないですが、それに伴って例えば発生する経費類っていうことももちろんあるでしょうし、場合によってはもう食材を取り寄せてしまっているの、それを納入をどうしてもしなきゃいけないから、今

からはキャンセルできませんよっていった場合に、その来た物を処分という形がいいかどうかわかりませんが、なんか廃棄するならするということをしなきゃいけないときに経費というものが掛かる可能性もあって、結局業者さんと学校との関係性の中で、今まではぎりぎりキャンセルをしても業者さんの方も今までの付き合いもあるので今回はキャンセル料かからなくていいよというような関係性で今までやりとりをしてきたんですけども、なかなかこのコロナの中で業者さんたちもなかなかこうね、経営上辛い状況をされているのも事実ですし、学校の方としても急遽キャンセルするとそういった業者さんたちに、迷惑ということもかかるのも事実だということもわかっていますので、そこで業者さんの方からキャンセル料がほしいという申し出が来た場合については、この歳出の方から補填したいなというふうに考えていますので、あえてパンとか麺とかっていうことにこだわるといふつもりはないです。3月のときには国の方の補助金の要綱の中でその物についてはですね、お金は出せないけれども、結局加工賃というものは当然発生してくるつもりがあって、その加工するためにそういった人件費とかを確保していることに対する、要はキャンセル料について補助金を出しますよというような、ちょっと内容での補助項目でしたんで、今回歳出の方で盛った100万円は、今回歳入の方で盛ったものについてはちょっとそういった範囲のものでありましたが、あえてパンとか麺とかに拘るといふつもりはないと思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 補足ですが、以前は前もっていつから休校するという予告的な感じでしたわけでありましたが、例えば今度2波、3波の場合は例えば児童生徒、教員がPCR検査を受けて陽性と出た時点でもう即休校になると、そこで午前中給食もう作っちゃってあっても、翌日の発注も済んでる中での対応がどうしても必要になると。そういった中では必ずやはりキャンセル料的な損害が納入業者側に発生すると、そういった意味で3月、4月、5月については国、県の動向も事前にある程度予測ができて、給食の納入業者にはどうなるかわからんっていうようなお話もしながらしてたのであまりそういったキャンセル料は出てこなかったわけでありまして、今後やはり学校で児童生徒、教員に新型コロナが発生した場合は、もう即休校扱いになるということになりますので、そういった部分の費用ということでご認識いただければと思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 といいますと、令和元年度の方の起きたことに対しての補償ではなく、これから起きるための準備ということですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 そのとおりであります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。松本委員

○8番 松本委員 今の関連なんですけど、いわゆるそうすると、いわゆるこの金額が30万円なりが出てるんですけど、日数掛ける幾らの賠償っていうのと、これから出てくるのとまた

変わったりするわけですよ。今回は日数どのくらい掛かってるとか、そういう計算ではないんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 今回はですね、単純に1食1食が幾らかっていう、1食幾らという決まりはありますけれども、それがその日の納入に基づいてその通りかというとは必ずしもそうではないので、枠としてちょっと今回は予算を計上しています。それが単純に何日間だとか、何食分だとか、ちょっとそういう積み方の計上ではありません。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。寺平委員

○13番 寺平委員 お願いします。学校給食のキャンセルについてなんですけども、たぶん一般質問とちょっと重複しちゃうかもしれないんですけど、牛乳の問題でキャンセルして済めばいいんですけど、例えば牛乳とかはある程度もう生産し続けなければいけないということで、その辺の補償の見込みも入っているのかということと、あと補償するんじゃないかとその例えば買い入れて配布するとか、そういうどっちにしても、牛乳は一定数生産し続けなければならぬというような報道もあります。その辺の対応というのは何か考えていますでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 今寺平委員のおっしゃるとおり牛乳は毎日ね、生産されてきます。それで3月、昨年分については国の方がその乳価の下落に伴う差額分を国の方で補償して生乳扱いから加工乳に回ったものも生乳と同等で見るとような補助制度もつくって対応してございます。それで今回の、もし急な臨時休業に伴う形で納入業者に損害を与えるような部分があれば、先ほどの小中合わせて100万の中からの支出が見込まれるわけですが、ちょっとその国の方がですね、この4月以降の乳価の補償についてですね、考えがまだちょっとどんな形になってるのか、情報が来てない状態なんですよね。ですのでちょっとそこら辺についてはやはり国の施策で考えてく一つかなとは考えております。いずれにしろ損害を与えればその分についてはこちらの方からは出すつもりではおります。受け取っという配ればって言ってもなかなか正直臨時休業になった中で児童生徒に1本ずつでも毎日配布するということはちょっと正直できないかなと、物理的にちょっと無理なのかな、学校出てきてもらえればなんです、それと休職の場合はやはり持ち帰りっていうのが原則できない扱いになっておりますので、その辺も引っかかってくるかなと思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありますか。今の関連なければ違う部分でありますか、質疑。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を打ち切ります。討論行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第14号 箕輪町一般会計補正予算(第4号)の学校教育課に係る部分について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは可決すべきものと決定いたしました。その旨本会議で報告をさせていただきます。ありがとうございます。

【学校教育課 終了】

②文化スポーツ課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは引き続きまして審査を行います。次は、文化スポーツ課に係わる案件を議題といたします。議案第13号 箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○山口文化スポーツ課長 それでは議案第13号 箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定について、担当の博物館の係長、柴より説明を申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 よろしく申し上げます。議案第13号の箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定についてということですが、提案の理由ですけれども、現在長野県全体で公立の美術館、博物館における高校生以下、高校生じゃない18歳未満の方も含ますけれども、の入場料無料化の取り組みを進めておりまして、昨年11月に県の方からそれぞれの施設の方に無料化に取り組んでくださいというような依頼とございますか、そういった文書が来ました。それを受けまして箕輪町郷土博物館の博物館協議会の方にこの件を諮りましたところ、無料化については多くの方に利用していただける、若い世代に利用していただけるということはいいのではないかとということになりまして、条例にかけて、きちんと決めるべきだということになりましたので、それを受けまして提出をさせていただいたものであります。これまでに条例の中でですね、「中学生以下」というふうになっていたところを「高校生以下(高校生以外の18歳未満の者を含む。)」ということに改正をしたいということになります。理由については以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、意見がある方はお願いいたします。唐澤委員

○5番 唐澤委員 中学生より上は高校生の料金は一般の料金より低かった、要するに料金は、使用料は幾らでしたか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 すみませんでした。料金はですね、大人と小中学生という規定しかなくて、小中学生は無料ということになっております。大人という規定はこれまでは高校生以上、高校生も含めまして高校生から上の方は大人扱いで100円いただいていたわけなんで

すけれども、これを高校生までは無料にして大学生以上といたしますか、19歳以上の方が今度は100円ということに変えたいということになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 それで入場者の内訳とかわかりますかね。っていうのは年間高校生どのくらい入ってたんですかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 高校生の方もそれ以外の大人の方も全部が大人扱いでカウントになっていますので、実際に高校生が何人いたかという正確なカウントはしていないんですけれども、特別展等書いてもらったりすることがあって、そういうところを見てもですね、感覚で大変恐縮なんですけど、年間通じているかいらないかというか、数人いるかいらないか、1人、2人いるかいらないか程度だと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。松本委員

○8番 松本委員 県からのってことですが、実際の理由は何か言っておりましたでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 依頼書の中で高校生以上を無料にする理由につきましては、次世代を担う子どもたちが生涯にわたって豊かな感性や想像力を育み、学び続けていける契機になるように、そういうところに無料にいくことによって、鑑賞の機会の拡大に取り組みたいということが理由のようです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 私も博物館協議会で色々とお世話になっておりますけれども、この今回の無料化に先立ちまして、協議会でも提言書を取りまとめたわけですが、その内容について皆さん知らない委員さんもいらっしゃると思いますので、主なところを、今日ちょっと持ってくればよかったんですけど持ってこなかったの。町に対して無料化と合わせて提言内容があるんですけど、主なところを説明していただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○柴文化財係長 今寺平委員さんの言われた提言書につきましては、基本的には今後の博物館のあり方についての提言になりますので、今回の高校生の無料のことはちょっと入ってはいけないんですけれども、ただあの提言書の中でも協議会でも意見が出たんですが、今よりより一層ですね、先ほど県の通知にもありましたように、子どもたちの来館の機会、鑑賞の機会を増やしたいというようなこともありまして、博物館の方を今後改修といたしますか、耐震改修、リニューアルするべきだというような提言書の方を4月の8日、ごめんなさい、9日か8日に出させていただきました。これは過去3年間かけて、博物館協議会の皆様に視察、それからご意見の会議を何回も何回もしていただいてですね、叩いてきたものを出していただいたわけですし、そちらの方でも子どもさんだけではないんですけれども、より町の方、またいろんな方に足を運んでいただけるような設備にするためにリニュー

ーアルをすべき、リニューアルというか、耐震改修をすべきだということで提出をさせいただいたものになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 提出というか、出してもらうわけにはいかないということ。

○柴文化財係長 ここにですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 うん。

○柴文化財係長 コピーは今ちょっと言ったように料金のことは入っていなかったのここには持ってこなかったんですけど、戻ればありますので持ってきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 あとでコピーをいただければ参考にとということでお願いいたします。

○柴文化財係長 わかりました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑はこれで打ち切ります。討論行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第13号 箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、本案は可決することに決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。

【文化スポーツ課 終了】

③住民環境課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから引き続きまして住民環境課に係わる議案について審査を行います。まず最初に議案第7号 箕輪町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○川合住民環境課長 議案第7号、第8号、関連ございますので、一括の説明でよろしいでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは一括、議案第7号の箕輪町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてと議案第8号 箕輪町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について一括して審査をいたします。それでは最初に細部説明をお願いいたします。

○川合住民環境課長 それでは細部説明の方を係長の方よりいたしますのでお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民担当係長 それでは議案第7号 箕輪町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号 箕輪町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。手数料徴収条例につきましては別表の改正になりますが、住民基本台帳法の改正により、住民票の除票、戸籍の附票の除票の写し等の交付に係わる制度が明確化されたことに伴い、町手数料条例に除票の写しの交付手数料等を明示し、また番号利用法における通知カードが廃止されたことに伴い、該当項目を削除するものです。また、印鑑の登録及び証明に関する条例につきましても、通知カードが廃止されたことに伴い、有効期間を定める根拠省令の名称の改正に伴い、改正するものです。はじめに、議案第7号 箕輪町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、資料の新旧対照表でご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。左側現行23住民票、戸籍附票の写し交付手数料でございます。これまで死亡や転出などにより消除された住民票や戸籍から除かれたものがあつた場合の消除された戸籍の附票の交付につきましては、住民票及び戸籍の附票の取り扱いに準じておりましたが、法律の改正に合わせまして23の2といたしまして、住民票の除票、戸籍の附票の除票等の写しの交付について明示するものです。続きまして33通知カード再交付手数料でございますが、番号利用法において通知カードが廃止されたことに伴い、項目を削除するものです。8ページをお願いいたします。現行34個人番号カード再交付手数料の欄の一番はじめに書かれている省令名でございますが、通知カードの廃止に伴い、総務省令の名称が変更になることに伴い、改正するものです。また、先ほどご説明しました33通知カード再交付手数料を削除することに伴いまして、34を33へ、それから10ページの35を34へ繰り上げるものです。続きまして、議案第8号 箕輪町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、新旧対照表でご説明いたします。議案の2ページをお願いいたします。(個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間)でございますが、第7条の2の省令名を改正するものでございます。こちらも通知カードが廃止されたことにより、総務省令の名称が改正されたことに伴い改正するものです。説明は以上です。

○川合住民環境課長 以上で細部説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑、ご意見のある方はお願いいたします。寺平委員

○13番 寺平委員 すみません、聞き漏らしちゃったかもしれないんですけど、確認で議案第7号の6ページ新旧対照表の改正案のこれ加わる部分に多機能端末機による交付で住民票記載事項証明書を除くって書いてあるんですけど、これはどういう形、左にはなくて右に記載されてるんですけど、どういう扱いになるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民担当係長 今回この改正にあわせまして今まで23の住民票、戸籍附票の写し交付手数料に住民票記載事項証明書ってのが記載されていなかったもので、今回の改正に合わ

せて明示させていただいたんですけども、コンビニなどで取れる住民票と戸籍の附票はコンビニ交付でおとりいただけるんですけども、記載事項証明につきましてはコンビニ交付などの多機能端末ではおとりいただけないので、それを明記させていただきました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 今までも除くっていう対応だったんだけど、書いてなかったんで改めて書いたってことですね。承知しました。はい。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それは採決をいたします。まず議案第7号 箕輪町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第8号ですが、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告いたします。

次に議案第14号に関する住民環境課の説明をお願いいたします。課長

○川合住民環境課長 それでは、議案第14号の補正予算に係わる、住民環境課の補正予算に係る部分の詳細説明させていただきますので、住民係長より説明させます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○有賀住民担当係長 それでは歳出についてご説明いたします。一般の16ページをお願いいたします。0254 戸籍・住民基本台帳費です。人件費につきましては総務課の担当になりますので省略をいたします。住民環境課分といたしましては17ページになりますが、17節 備品購入費148万5,000円を計上させていただきました。新型コロナウイルス感染拡大防止及びプライバシー保護のため、住民窓口に番号発券機及び呼び出しシステムを設置するため、その購入費用とするものでございます。説明は以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 以上となりますが運用に合わせて見直したいという形で、番号発券機での対応にしたいということですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ないようですので質疑を終了し、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第14号 箕輪町一般会計補正予算(第4号)に係わる住民環境課に係る部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたします。その旨本会議で報告いたします。以上で住民環境課に係わる審査を終了いたします。

【住民環境課 終了】

④福祉課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは再開いたします。引き続きまして福祉課に係わる議題について案件について議題といたします。

まず最初に議案第9号 箕輪町生活支援ハウス運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは、議案第9号 箕輪町生活支援ハウス運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてをお願いいたします。この条例は上古田にありますグレイスフルみのおで実施しております生活支援ハウスの入居条件を緩和し、住民の利便性を高めるための条例の改正でございます。細部につきまして担当の係長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林高齢者福祉担当係長 それでは細部についてご説明差し上げます。第3条の利用対象者の改正ですけれども、町内に住所を有する原則60歳以上の者のうち、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者、または家族等により援助を受けることが困難であって独立して生活することが困難であると町長が認める者とするものでございます。これによって入所条件を緩和して、住民の利便性を高めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見がありましたら出してください。松本委員

○8番 松本委員 この間本会議で岡田議員が質問しまして今定員何人、10人のところ何人入ってますかという質問をしてるんですが、5人ということで回答が来たんですが、いわゆるランクがあると思うんですが、無料ランク、第1段階、有料ランクってのが幾つかあると思って、5つばかあると思うんですが、この5人のうちの振り分けってのはわかりませんか。

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 小林高齢者福祉担当係長 全員の方が家賃が発生してるわけではございませんけれども、3人の方からいただいております。3人からいただいております。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 有料。
- 8番 松本委員 3人が有料。
- 小林高齢者福祉担当係長 はい。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員
- 8番 松本委員 前私もこのことに関して一般質問したことあるんですが、今まで65歳だったんですね。それできわどいところで入れなかった方がいましたんで、その辺をちょっと質問したんですけど、今度は60歳、5歳若くなったんですけど、その根本的な理由ってのは何かあったのですか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長
- 北條福祉課長 こちらの方ですけれども、生活支援ハウスってのは交付税の対象の施設になってございまして、そちらの方調べましたらこちらにあります原則60歳以上の方っていうような項目がございましたので、また今までよりも緩和することによってやっぱりもうちょっと若い方で障がいの方ですとか、そういう方たちも入れる可能性が出てくるっていうことと、今まで例えば障がい者の方と一緒に暮らしている方がなかなか入れない、どうしても高齢者ということで夫婦のみの世帯っていうような言い切りをしておりましたので、そういうことがございましたので、今回はそのところも改正させていただいていろいろな方が入る可能性があるようにさせていただいたのと、やはり住居の確保っていうのが大変やっぱり重要でございまして、まず住む場所があって初めて生活が成り立っていくということで、まずそういう場の足掛かりにさせていただくということで改正をさせていただきました。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。唐澤委員
- 5番 唐澤委員 そうすると10部屋ということなんですけれども、5名利用っていうことでこの前のときに2人入院ということだったんですけれども、そうすると利用してるのが3人ということなのか、そうでなくて7人が利用してるけれど直接してる5人か、ちょっとその辺のところと、あとそうやって条件緩和したときに入居希望者が増えてくるということで10部屋で足りるのか、その辺の見込みはいかがでしょうか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長
- 北條福祉課長 今5人入居されておましてその内2人が入院中でございます。少しそちらの方に住所を移しておりますので、そこで退所になってしまいますとその方たち住所がなくなってしまうということで、そのまま住所を置いた状態で入院をしていただいているという状況でございます。それから、定員10人で足りるのかということですが、今10部屋しかないということで、今までも10人、マックスでも10人ということがございましたけれども、今空いてる部分もありますので、たぶん大丈夫ではないかというふうに

思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 そうすると、現在直接的に使用してるのは3人ということですね。2人は一応そこに住所おいてあるということで、理解でよろしいですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 そのようにお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 そうしますと現状の状況で行けば他の施設へこういう形のものを拡大するということはまだないということですよ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○北條福祉課長 他の施設といたしますか、箕輪町ではちょうどこのグレイスフルさんが建物をつくったときに一緒に生活支援ハウスということでつくっていただいたものでございますので、そちらの方で住んでいただきたいというふうに思っております。また、今別に所得のある方に対しては別のサービス、高齢者世帯というか、サービス住宅等もありますので、いろいろな選択肢ができるのではないかとこのように思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第9号 箕輪町生活支援ハウス運営に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。それではその旨本会議に報告いたします。

それでは次に議案第12号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは、議案第12号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをお願いいたします。こちらの条例は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免について定めるものでございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の条例附則第8条の規定は令和2年2月1日から適用するものでございます。細部につきまして担当の係長の方からご説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○林社会福祉係長 議案第12号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして

ご説明をいたします。まずはじめに9条の第2項でございます。こちらは特別徴収に係る減免の際の届け出の期日についてですけれども、特別徴収につきましては日本年金機構との事務処理がございますので、事務処理上、届け出を早めて、次の納期の支払いの減免を対象とできるようにするもので、前々月の15日に改めるというものでございます。続きまして、附則の追加になりますけれども、附則の第8条になります。こちらについては新型コロナウイルスの影響による、感染症の影響によりまして収入が減額となる世帯について、対象者について減免をするものでございますけれども、令和2年2月1日から令和3年3月31日の納期限の保険料を申し出によりまして減免をできるという事項を追加するものでございます。追加の要件については10分の3以上減額した場合、また減少することが見込まれる、収入がですね、前年の所得の合計額が400万以下である方について申し出により減免をするというものでございます。説明は以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明を終わりました。本日質疑を行います。質疑、ご意見もありましたら出してください。ありませんか。なければちょっと一つだけ質問ですけれども、この令和2年2月1日からというのはこの日ってのはどういう日です。係長

○林社会福祉係長 国からの通達によりましてコロナの感染の拡大が始まったというか、感染症が広がり始めた頃の納期限のものからということで指示が出ておりますので、お願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それで2月という。

○林社会福祉係長 2月からってことです。お願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 わかりました。それでは、他にありますか。
〔「なし」の声あり〕

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第12号 箕輪町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決定することに異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、可決すべきものと決定いたします。それではその旨本会議で報告いたします。

それでは次に議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)の福祉課に係わる部分について細部説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それではお願いいたします。では議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)のうち、福祉課に係わる部分について担当の係長の方からご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○林社会福祉係長 補正予算書の一般19ページをお願いいたします。3款の民生費になります。0301及び0333につきまして補正をお願いするものでございます。0301につきましては人事異動に伴う人件費の増額でございます。0333につきましては介護保険の特別会計の方へ繰り出す一般会計分の補正をお願いするものでございます。説明は以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑ないものと認め質疑終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)の福祉課に係わる部分の原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

それでは次に議案第16号 令和2年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○北條福祉課長 それでは議案第16号 令和2年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。第1条でございますが歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,886万円とするものでございます。細部につきまして担当の係長からご説明をさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○林社会福祉係長 説明をさせていただきます。補正予算書の介護6ページからご覧いただくようになります。介護6ページが歳入、介護7ページ、8ページが歳出になります。合わせてご覧いただければと思います。まず歳出の方ご説明します。事務事業3100の一般管理費と、8ページになりますけれども3154の包括的支援事業費、いずれも人事異動に伴う人件費の増額になります。こちらの金額を歳入6ページになりますけれども、介護6ページになりますが、一般会計の方から繰り入れを行う補正予算となっております。説明は以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第16号 令和2年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。以上で福祉課に係る審査は終了いたしました。

【福祉課 終了】

⑤子ども未来課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 子ども未来課に係わる部分の案件について審査を行います。まず議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)に係わる部分についての細部説明をお願いいたします。課長

○唐澤子ども未来課長 それでは議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)につきまして子ども未来課に係わる部分について説明をさせていただきます。なお、4月にありました正規職員の人事異動に関わります給料などの人件費補正につきましては総務課の管轄となりますので、説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。説明につきましては担当の前島係長から説明させますので、お聞きとだけいただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○前島子育て支援係長 それでは子ども未来課に係る部分につきまして補正予算書に沿ってご説明をさせていただきます。まず先に、歳出に係る部分からご説明をさせていただきます。補正予算書19ページをお開きください。03款 民生費のうち02児童福祉費701万9,000円の減となっておりますが、こちら先ほども申しました人件費に係る部分につきましては、総務課にての説明になりますので、おめくりいただきまして20ページ民生費、02項 01目 0379子育て世帯臨時特別給付費、こちら補正額48万3,000円をお願いするものでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の支援として給付いたします子育て世帯臨時特別給付費に係る事業でございます。4月の臨時議会にて補正をさせていただきましたが、その後通知発送事務、それから公務員分の受付等事務費、さらにということで会計年度任用職員の報酬25万5,000円、それに伴う費用弁償9,000円、封筒等印刷代として需用費に印刷製本費3万円、郵券料としまして18万9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらの事業でございますが、後ほど説明しますが、国から10分の10の補助対象となっております。続きまして02目 保育園運営費のうち0380保育園運営費でございます。こちらは632万3,000円の減となっておりますが、未来課の事業としましては10節の需用費120万1,000円、こちら消耗品費でございます。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、保育園でのマスク、それから消毒液等を購入するものでございます。17節の備品購入費こちらが279万9,000円でございます。こちらも新

型コロナウイルス感染拡大防止のために8園各園に1台次亜塩素酸水の生成器を配備するものでございます。こちらの経費につきましても、国から1施設50万円の補助金を充当する予定であります。歳入につきまして、8ページの方お戻りいただきまして、ご説明をさせていただきます。第16款 国庫支出金のうち02項 03目 民生費国庫補助金でございます。こちらが448万3,000円の増とさせていただいております。こちら先ほどご説明いたしました子育て世帯臨時特別給付費補助金といたしまして48万3,000円の増、その下になります。保育対策総合支援事業補助金としまして新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保育園1施設当たり50万円を上限とした補助金ということで計上をさせていただいております。子ども未来課に係る部分につきましての説明は以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、意見がありましたら出してください。唐澤委員

○5番 唐澤委員 20ページのところのいわゆる次亜塩素酸水の問題ですけれども、これも最初に提案があったときに質問が出されてましたけど、次亜塩素酸水ナトリウムの方は何かいいようで、こちらの方はどうかってのはいろいろ議論があるようですけど、その辺について町長はいろいろ精査しながらっていうような答弁だったと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 今回の次亜塩素酸水の生成器についてですけれども、町の保育施設等については、新型コロナウイルスの感染症の拡大等に伴いまして、3月以降アルコールの入手というものがなかなか難しい状況となりまして、代替として現在も購入して使用させていただいてる状況がございます。若干国の方からも優先供給ということで割当が入ってくるようになっております。ただ、5月分についても5Lということで6月からは10Lということに増額になっておりますけれども、そんな中で消毒を行っております。今回の補正で提案の際にも町長の方から説明をさせていただきましたけれども、次亜塩素酸水については使用有効期限というものが限られるということで、できましたら保育園の施設に生成器を導入したいということで、近隣市町村でも導入していた経過がございます。ただし、去る5月の29日になりますけれども、家庭や職場におけるアルコール以外の消毒方法の選択肢を増やすということでその有効評価を行っております。独立行政法人の製品評価技術基盤機構ナイトと呼ばれる機関のようですけれども、そちらの方で幾つか試験を行ってるようです。次亜塩素酸水についても、試験効果を行ってるようで、こちらについては今回の委員会では判断に至らなかったということで、その他の二つは指定されたようですけれども、至っていないという経過がございます。新聞報道等でも有効性が確認されない等のような言葉もございましたけれども、今回は判断に至らなかったということで承知をさせていただきます。ということで、引き続きまだ検証試験については行っていくということで、ホームページの方見ますと掲載をされておりますので、補正予算に計上しております生成器については、この検証結果の状況を確認しながら、導入については感染症に効果がある

かを見極めた上で判断をしてみたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染症に効果が全くない等の判断があった場合については、また次回補正予算等でアルコール等の使用という形に変わってくることも想定されますので、そういうものについてはまた補正等で組み替えをお願いする可能性もあると思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 執行については状況を見てということですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 唐澤委員さんのご質問のとおり、執行状況については検証結果を見ながら判断をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。寺平委員

○13番 寺平委員 関連してなんですけれども、この予算が次亜塩素酸水についてなんですけど、この噴霧器についてなんですけども、37ページに書かれてるんですけど、予算提案後先週でしたか、学校に関しては噴霧を禁止するというような通達があって、その理由が効果があるっていうよりも、どちらかというとアレルギーを持つ子どもたちの安全性が確保できないということで使用を中止するようになっていたかと思えますけど、保育園に関してはどんな扱いになるのか。またこの噴霧器の内容なんですけども、どういった用途で誰が使うのかというようなところ、要は安全性の担保ってところはどんなような取組みを考えるのか、お願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 噴霧器については保育園についても、各保育士等ございます。前回も企業の方からスプレー式の噴霧と申しますか、をいただいたものもやはりなかなかスプレー式の普通の手で行うものも一般になかなか出回らなかったということで、いただいたものを有効に活用させていただいております。ただそれぞれ次亜塩素酸、アルコールということで、そういう数の方も増えてまいりますので、そういうスプレーだとか、または非常に廊下等広いところも行ってまいりますので、そういう部分については噴霧、電池式、充電式いろいろあるかと思えますけれども、そういうものも活用することも一つだと思っております。ただ、よく業者の方からも自動的に噴霧するという機械の方も世間一般では出回ってるということは承知してございます。ただ、これについても検証結果を見ながら使用ができるかどうか等については対応してみたいと考えております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 次亜塩素酸についての現況の、現時点での説明を労協の立場からさせていただきます。次亜塩素酸は次亜塩素酸水と次亜塩素酸水溶液と2種類あります。今報道されておりますのは次亜塩素酸水で、これはPHが8とかなり酸性に近いもんですから、ちょっと用途によっては害を及ぼす恐れがあるということですね。次亜塩素酸水溶液の方はPHが6です。中性で害が非常に少ない。次亜塩素酸水溶液は二つの液体を混同してつ

くっているもので、次亜塩素酸水の方は一つの機械の中で電解、電気分解しているものですね。ですから、噴霧器にどうして次亜塩素酸水を使ってはいけないかという酸性が強いので機械が錆びる恐れがある、なので使わない方がよいと言われている。それから噴霧器の効果については測定使用がないというところが今の現状です。その効果についてね、その測定値を何を元にしてしたらいいのかって感じなので、ナイトの方は測定が不可能みたいなことを言っているようです。ですので、間違っただ次亜塩素酸ナトリウム、要するに漂白剤をそのまま薄めて使っている悪質な業者が次亜塩素酸水として売り出しているのです、ナイトは警鐘を呼びかけているということです。ですので、まだまだもう少し時間がかかると思いますので、次亜塩素酸については輕輕に今結論を出す必要はないと思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員いいですか。今質問に何かありますか。

○13番 寺平委員 つまり、これ生成器って現時点で購入する、要は購入しなかった場合は補正で落とすことになると思うんですけど、方向としては購入する方向なのか、それともやっぱりここ1週間で世間の流れは変わってきてるんで、どういう方向になりますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 こちら先ほどのナイトの方のホームページを見させていただくと、予定としましては6月に最終報告、検証試験の最終報告ということがスケジュールの方で載っております。こちらの状況を見ながら購入するか否か等について判断をさせていただければと思います。購入しない場合についてはアルコール等の国から10分の10ということで配分されるものになりますので、こちらのものについては次亜塩素酸ではなしにアルコールとなった場合には、アルコールの購入費用等について感染予防対策の経費に組みかえの方を9月補正等で採用させていただくという予定になるかと思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今の関係で何か他にありますか。なければ他に違う点で質問ありますか。松本委員

○8番 松本委員 マスクの関係なんですけど、子ども未来課、ちっちゃいお子さんも幾らか大きな予算があるわけですが、小さいうんと小さい子ね、まだ3カ月ばかり、6カ月とか、それくらいはマスクしない方がいいとかっていうものもありますし、ちょっと大きくなったらサイズは何種類かありますか。その辺ちょっとお聞きします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○唐澤子ども未来課長 マスクについて小中学校と同様に保育園も園児1人につき1枚マスクの方は配布を全0歳児から5歳児まで配布をさせていただきました。ただ、国の方からも2歳児未満等については逆の危険性という報道もございます。園長会等で一応配布の方は全員のお子さんに行いましたけれども、今後の時期、熱中症の対策等の通知も来ておりますので、できるお子さんということで、特に未満児のお子さんについては強制等をしている現状はございません。また、以上児のお子さんについても、外の活動等において、距離が確保される場合には、マスクをしないという、熱中症の観点からもしないというこ

とが、できるということで、各保育士の方につきましてはその指導をしている状況ではございません。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)の子ども未来課に係わる部分について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

【子ども未来課 終了】

⑥健康推進課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続きまして健康推進課に係わる案件の議題を議題といたします。まず最初に議案第10号ですかね、箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第10号 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案第10号の新旧対照表の方で説明をさせていただきます。傷病手当金というものですけれども、こちらは病気や怪我で働けない状態が続いた場合に、労働者やその家族の生活を保障するための制度でございます。今まで全国で国民健康保険の保険者で導入しているところはございませんでしたが、今回国の方で感染拡大防止をできる限り防止するための措置ということで、労働者が休みやすい環境整備をするということが重要として、示してきた制度でございます。経費については全額国費でございます。導入は各保険者任意ということでございますけれども、町としましては、被保険者の生活を守るという観点から導入をさせていただき、今回改正をさせていただくものでございます。では、改正の内容につきましてですが、今回は本則ではなく、附則の方にすべて追加をする形で改正を行いました。1条、2条、3条につきましては、項立てを条立てに変更したものでございます。今回の改正第4条からになりますけれども、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金ということで、第1項では給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなかった日から換算して3日を経過した日から、これは連続した3日ということになります。3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定していた日について、傷病手当金を支給すると定めたものです。療養のために労務に

服することができないときの療養は新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限るとしております。こちらの判断は医療機関の証明によるものとなっております。2項では傷病手当金の額の算定について定めたものでございます。金額は傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の3カ月、連続した3月の給与等の収入の額の合計を労務日数で除した金額、3カ月間の平均ということになりますけれども、その金額の3分の2に相当する額としていきます。おめくりいただいて2行目になりますけれども、ただし健康保険法第40条第1項に該当する、規定する標準報酬月額、最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額が上限になります。その金額は3万887円となっております。第3項は支給期間を定めたものになります。支給期間は支給を決めた日から起算して1年6月を超えないものとしています。第5条は新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金と給与等との調整ということで、給与の全部、または一部を受けとることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、その給与を受け取ることができる期間の給与の額が前条第4条の2で算出した傷病手当金よりも少ないときは差額を支給するとしています。第6条の第1項は本来受け取ることができるはずであった給与または、給与の全部、または一部について受け取ることができなかった場合について、一旦傷病手当金から補填的に支給をするということを決めたもので、但し書きについては第5条の規定により受け取れるべき給与等との差額を傷病手当金で補填されていた、既に補填されていた場合はその額は控除して支給をするというものでございます。ここで補填的に支給した傷病手当金は本来なら給与等として会社が支払うべきものであるため、この場合に支給した傷病手当金については第2項で事業者から後で徴収をするということを決めてあるものでございます。お戻りいただいて2ページの附則になりますけれども、施行は公布の日となります。ただいまご説明した内容につきましては傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用されていることとしております。この規則で定める日は令和2年9月30日としております。この9月30日という日付は感染症の状況により変わってまいります。議案第10号についてのご説明は以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見はありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 この制度について対象者に対してどんなふうに通ずをして、そしてこの受けられるようにしていただけるのか。なかなか住民ってのはこういう難しいことがよくわからないところがあると思います。その辺のところはどうしますかね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 周知としまして8月号のみのわの実で広報をしていくような形になります。また保険証の一斉更新が8月1日に行われますので、7月中旬から下旬になると思っておりますけど、郵送させていただきます。そんな中にも少し案内をしていくような形をとり

ます。あとですね、町のホームページ、議決がもし可決されるようであれば、可決後に町のホームページの方へアップしていくような予定でございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 今の続きですけれど支給を始める日が令和2年1月1日から遡った形で、そして令和2年の9月30日の予定っていうのはそこで終わるということですか。よくわかりませんでしたので。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 1月1日からというのは国内で発症した日まで遡りましょうということで国から指示されておりますので。9月30日につきましても同様に、条例で定める場合には今9月30日ということで国の方から示されておりますが、また状況によりまして国の方から延期するということであれば別途通知がくると思いますので、それに従って規則の方を直していきたいということを考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 みのわの実が8月号、ホームページにアップ等周知がされても9月30日というところと本当にあつという間だと思いますのでね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 9月30日というのは適用期間となりましてその症状があった日の区切りとなります。申請自体は2年間有効になりますので、時効としては2年間労務が出来なかった日の翌日から2年間という形で請求できる権利は2年間です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終わります。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第10号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、可決すべきものと決定致します。その旨本会議で報告致します。

それでは次に議案第11号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第11号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。傷病手当金ですけれども、こちら先ほど国保の改正のところの説明したものと内容は同じでございます。条例の改正の部分につきましては新旧対照表の方をご覧ください。おめくりいただいて、条例の第2条になります

が、こちらは後期高齢者医療制度の中で箕輪町が行う事務が規定されております。現在8条までありますけれども、この条例の中に後期高齢者医療広域連合の方で条例改正をした傷病手当金についての事務につきまして、第8号として広域連合の条例附則第5条から第7条第2項までの規定による傷病手当金に支給に係わる申請の受付という部分を町事務に加えまして、今までの第8条を第9条とするものでございます。附則第2条の下線の部分、租税特別措置法の法律番号が抜けておりましたのでここで記載をさせていただくものであります。施行は公布の日であります。細部説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質問ないようですのでこれで質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは採決を行います。議案第11号 箕輪町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

続きまして議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)について審査いたします。細部説明を求めます。

○柴宮健康推進課長 それでは議案第14号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第4号)につきまして健康推進課に係わる部分についてご説明いたします。担当の係長よりご説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 よろしくお願ひいたします。補正予算(第4号)の19ページ、歳出の方からご説明いたします。19ページの方をおめくりいただきたいと思ひます。3款の民生費、02 老人福祉費、0321 高齢者等福祉施設管理費でございます。こちらはげんきセンターやげんきセンター南部の管理に係る経費でございますが、その中の10 需用費です。消耗品費ということで(新型コロナウイルス感染症拡大防止)消耗品ということで沢のげんきセンター等午前中開けております。感染症対策ということで消毒を徹底しながら実施をしていくという形になっておりますので、そちらのアルコール等の消毒薬を購入するための消耗品の補正をお願いするところであります。続きまして13 使用料及び賃借料であります。こちらは沢駅の近くのJR 東海の所有地をお借りしまして、沢駅利用者とげんきセンター利用者の利便性を向上させることになっております。そちらのJR 東海の土地の貸付の単価の方が

当初よりも上がったということでその差額分を補正するものであります。続いて22ページをお願いいたします。4款の衛生費です。0401一般保健費でございます。こちらの方は健康推進課の職員の人件費にかかる給料ですとか、手当、共済費の補正でございます。0407国民健康保険特別会計操出事業費でございます。こちらは国保の人件費、事務費について操出金の減額増額を補正するものでございます。続きまして0410保健センター管理費です。まず10需用費、01消耗品費でございます。(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策)としまして保健センターにおいて施設の感染症対策として次亜塩素酸水を噴霧する予定で補正をさせていただいたものであります。こちらにつきましては次亜塩素酸水の効果についての報告がされたことがありますので、そちらの動向、結果の検証等を参考にしながら、設置については検討していく予定であります。続きまして17の備品購入費であります。こちらも同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として次亜塩素酸水の生成器の方を保健センターの方に備品として設置するための費用を補正する予定で計上させていただいたものです。アルコール消毒液が大変入手困難な状態にありまして、保健センターの業務だけでなく、災害時の感染症対策等幅広く活用できたということで保健センターに次亜塩素酸水生成器を設置する費用を補正させていただきました。これにつきましても同様に今後の検証結果により導入については判断していきたいと思っております。続きまして02保健事業費です。0415母子衛生費です。こちらは3月一杯で1名保健師が退職をしております。その1名保健師が減になっている部分につきまして、会計年度任用職員さんをお願いして業務を行っております。その関係で01報酬、03職員手当、04共済費といったところを補正させていただいているものでございます。続きまして23ページをお願いいたします。0417健康増進事業費でございます。こちらはただいまの0415母子衛生費と同様でございます。一人の保健師であります。業務が多岐にわたっておりますので、事業コードを分けて計上させていただいております。0417の報酬については説明は以上です。続きまして10需用費でございます。げんき体操ポスターの印刷費の増額を補正するものです。新型コロナウイルス感染症対策で外出自粛等の指示がありまして、運動不足等に対応するために、普段個人的にはお配りしていないポスターを増版して皆さんにお渡しできるように印刷、増版するための印刷製本費を補正するものでございます。歳出については以上でございます。11ページの歳入の方をお願いいたします。22款の諸収入でございますが、雑入の雇用保険料本人負担分でございます。その中の0415母子衛生費のところですが、先ほどの会計年度任用職員の保健師の雇用保険分について計上させていただいております。一般会計の補正については以上になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑、ご意見ありますか。松本委員

○8番 松本委員 19ページの例のJRの駐車場の土地のことなんです。値上がりということは理由はどんな感じなんですか。まあ大した金額じゃないんだけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 予算編成当時は500円/㎡の賃借料ということで提示をいただいております。予算を編成したんですけれども、5月になりましてJRの方から700円ということで金額が提示をされてきました。理由につきましては社内機密でお答えできないというお答えをいただいております。そういうことで課として物流検討委員会等で検討させていただきましたが、今回700円上限で契約をさせていただくということになりました。今のことで何か他にありますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 駐車場についてなんですけれども、500円が700円ということで、今後はこれはさらに値上がることが示唆されているのか、どんな見解なんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 今すみません、正確には690円くらいなんですけれども、細かく計算するとですね、まあほぼ700円なんですけど、今後上がるかもしれない可能性はということについては何も今のところは聞いてないんですが、JRからの通知につきまして、弊社社内規定に基づき算出しておりますので、根拠についてはお示しすることができません。ご承知おきいただきたく存じますという文面でございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 すみません、契約は何年間で行われているんですかね。次の契約になると上がってきたりする場合もあると思うんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 契約はすみません、2年間の契約期間になっておりまして、あと内容が変わらなければ自動更新という形になってます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 今の関係でちょっといいですか。500円が700円になったことで住民環境課に係わる部分をどういうあれだったかわからないけど分けているんですよ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 賃借料につきましては全額健康推進課の方で盛っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 現地調査させていただいた時に何㎡で月々の賃料というのはどれくらいかかるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 1㎡当たりの500円が年額500円です。今年度は6月からの契約になりまして23万3,100円ですが、4月から3月まで来年度は27万9,800円でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を終了します。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれで採決に入ります。議案第14号 箕輪町一般会計補正予算(第4号)健康推進課に係わる部分につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。

続きまして議案第15号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長

○柴宮健康推進課長 議案第15号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして国保医療係小林係長からご説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 国保の6ページをご覧ください。歳入でございます。6款 県支出金でございます。保険給付費等交付金でございますが、傷病手当金の特別調整交付金分を15万円計上させていただいております。7ページをご覧ください。10款 繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございますが、先ほど一般会計の方でご説明させていただきましたが、事務費と給与等の繰出金から入ってくるものでございます。8ページをご覧ください。12款 諸収入でございます。雇用保険の会計年度任用職員の雇用保険の個人負担分が増になりますので、補正させていただいております。9ページをご覧ください。歳出になります。01款 総務費でございます。4111 一般管理費でございますが、給与、職員手当等、共済費等につきましては人事異動に伴うものでございます。10 需用費、01 消耗品費と12の委託料でございますが、こちらにつきましては、2021年3月来年の3月ですが、マイナンバーカードが保険証として利用できる予定であります。その旨の周知を今年の3月くらいに国の方から周知をしてくれという話がありまして、こちら保険証と高齢者受給者証が国保連の方へ作成を委託しますので、こちら全県ですけれども、国保連の方で保険証の更新に合わせて通知と封筒に入れる作業を委託することになりましたので、その分を増額させていただいております。4141 趣旨普及費でございます。その消耗品費であります。こちらは常会内で回覧させていただいてます信濃の地域医療というものがあるんですが、こちらにつきまして4月に国保連の方から単価設定がきましてそれにつきまして増額をするものであります。内容としましては国保連の方でこれを作成を業者さんに委託しているんですけども、県内の自治体で購入の希望を取りまして、それで割り返して単価を算出しているような形になります。それに合わせまして増額をするものであります。続きまして4151 医療費適正化特別対策事業費でございます。会計年度任用職員の報償費増、すみません、続きまして10ページ、職員手当の増、共済費の増であります。こちらは会計年度任用職

員の雇用期間の変更に伴う増であります。11 ページをご覧ください。02 款 保険給付費の4271 傷病手当金でございます。こちらの方 15 万円を計上させていただいております。説明につきましては以上となります。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑、意見ありませんか。なければ私の方から聞きたいんですけど、マイナンバーカードが保険証として使えるということですけど、次の更新の時にそれがそういう状態になってくるということですか。係長

○小林国保医療係長 今国の方では予定ということで案内が出る予定ですけども、システム上で今改修を、補助による改修をマイナンバーに伴うものを令和元年度と今年にかけてシステム改修をしておりますので、対応はできるかと思いますが、まだ予定ですので今後国からとか県からの情報見ながら対応していきたいと思えます。3 月から対応はできるとおもうんですけど、次の保険証のときに切り替わってそれが保険証として使えるかどうかはちょっとわからないです。一応なるという予定ですが。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。今の、9 ページのところの委託料のやつは高齢者受給者証はそういうふうになるってということ。

○小林国保医療係長 高齢者受給者証も一体、要は(聴取不能)今まで高齢者受給者証って紙の緑色のものだったんですけど、それが一体になっちゃいますので、それがもうカードっていうんですかね、保険証としてはなってくるんですけど、マイナンバーカードはまた別のカードになりますので、それに保険証の機能がついてくるということなんですけど、それがそのまま国保が切り替わるかどうかはまだ分からない状態です。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 制度的には来年 3 月からできるという制度的になりますが、システムの今私たちが把握している状態だとその時に実際できるまでになるかっていうのは連絡を受けていなくてわからないという状態でございます。今年の方の保険証は今までの保険証と今までの高齢者受給者証というハガキ位の大きさのものが一体になった小さいもので一枚で済むように改修がされたということで、今年の方は前のものが一体化になったものが出ますということですね。

○1 4 番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。もう一ついいですか。この傷病手当金ですけども何人分くらい予定しているんですか。係長

○小林国保医療係長 傷病手当金こういった需要があるか、またその期間も金額もわかりませんので、当初予定していたものと、あくまで仮定ですが町で言うと社会保険に入れないところのラインが 8 万 8,000 でしたので、15 日勤務ということで、発症してから 3 日を引かまして、割り返して 1 日当たりの単価を出しまして、12 日間ですか、12 日間で 3 分の 2 で概算をさせていただいておおよそ 5 万円くらいだったと思います。それで一応 3 人分くらいの想定をさせていただいたということですけども、実際 3 人なのか、誰もいないのかちょっとわかりませんが、補正をさせていただいて、予算計上させていただいて、

出る先を作って、もし足りなければ予備費とか(聴取不能)の方で流用または補正予算とかで対応して支出をしていくということを考えて予算計上させていただいています。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他になればこれで質疑を終了します。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは採決に入ります。議案第15号 令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め、決定することと決しました。その旨本会議で報告いたします。それでは健康推進課に係わる部分の審査を終了いたします。

【健康推進課 終了】

⑦税務課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 請願の審査の前にコロナの関連で国民健康保険税の減免を条例でなくて要項ですということのようでありまして、それと内容を簡単に説明をしていただきますのでよろしくお願いたします。係長

○知野税務課長 今回コロナウイルス関連の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免ということで、国の方から既存の条例、規定のあるところは別要項で対応して構わないということで、この辺辰野町、南箕輪、伊那市さん、皆国から来ましたコロナ用の減免要項で対応するというので、当町も国から来ました基準のとおりの方針で作成をしております。要項なかなか複雑になっておりますので、2枚目の要綱の次ですね、国民健康保険税の減免比較表というのを付けておりますのでそちらを見ていただければと思うんですけども、現在も減免の規定がございまして、生活困窮者という者に関しましては、昨日ご説明簡単にいたしましたけれども、被保険者を含めました世帯全員の前年の所得が500万円以下であるということ、また当該年の推定の所得が全体を通じて5割以上が減少をするということが条件で減免をするということになっております。そしてこちらに現行の減免の所得の表があるわけですが、世帯全員の前年の所得の合計額が500万円以下ということで、150万以下、150から250万、250万から350万、350万から500万という区分がありまして、さらに前年度が5割以上減少というのが条件なんです、5割以上7割未満なのか、7割以上9割未満なのか、9割以上落ちたのかによりまして、この表に従いまして減免の率が定められております。こちらに書いてありますけれども、これあくまで現行の減免ですと、所得割額に下記に定める減免割合を乗じて減免額を算定するということになっておりますので、国民健康保険税は平等割りと均等割り、それから所得割で構成されているうちのその所得に係わる部分だけがこの減免率に応じて減

免されるというものであります。今回のコロナ用の感染症の関係の生活困窮者の対象に関しましてはなかなか複雑な計算式でやることにはなるんですけども、現行が世帯全員の前年所得が500万円以下、そして5割以上の減収ということに対しまして、世帯の主たる生計維持者という名前で、世帯主のこともあたりますし、被保険者の場合もありますし、被保険者以外の場合も該当するんですけども、とにかく被保険者が入ってる世帯の中の一番主たる生計維持者の前年所得が1,000万円以下であること、それからまた前年に比べての収入の見込みが10分の3以上、3割以上減少すれば対象となるというような内容になっておりまして、現行の減免の規定に比べますと所得の要件だとか、減少の割合とかがだいぶ緩和されたものとなっております。そちらの下に表があるんですけども、これはまた前年度の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が300万円以下、400万円以下、550万円以下、750万円以下、1,000万円以下に区分されて、また10分の2から10分の10全部までの減免割合がございまして、こちらが現行ですと所得割のみに減免するわけでありまして、こちらは対象の保険税額全面に対して減免をかけるものであります。ただ対象の保険税額というものが細かくあって、中ほどに対象の保険税額の算定があってA、B、Cとあるわけでありまして、Aがその世帯の算定された一年間の国保の税額となります。Bというのがその世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれるやつの前年所得、Cは被保険者全体の被保険者及び主たる生計維持者全員の前年所得ということで、 $A \times B \div C$ というもので国保税の中のどれを減免するかというのを作りまして、それに減免割合をかけるような仕組みとなっております。ですので、一人だけ国保に入ってるような世帯の方の場合は $B = C$ ということになるので全部の保険税額に対して減免が効くということになりますし、例えば夫婦で2人で入っていても、奥さんの方は所得がなくて、旦那さんの方が所得があって今回減少してしまったということになれば、 $B = C$ となるので国保税全体に対して減免が及ぶというようなことになっております。最後に減免の事例ということで一枚見にくいと思いますが、今回の感染症による国民健康保険税の減免の事例ということで上げさせていただきます。国民健康保険加入の2人世帯の事例で、ご主人は自営業の収入がなくて世帯の主たる生計維持者、奥さんはパートの収入があるということで、前年度所得が旦那さんは400万だった、奥さんは100万だった、合計500万だったというのが、これがコロナの影響で今年の所得が旦那さんは240万円、奥さんは60万円、合計300万円という大体40%の減少になるというようなケースの場合にですね、これが今までの規定でしたら前年の所得が500万円以下なので対象となる一つの要件には当てはまるんですけど、減少額が50%を超えていないということでこのような場合であっても現行の規定ではすくってあげることができないものとなっております。それが今回は新型コロナの減免規程が大幅に緩くなっておりますので、主たる生計維持者の夫の所得は1,000万円以下ですし、減少の割合が30%をこえているということで、コロナの影響の減免の規定に沿って減免の数字を出すということになります。中ほどの方に減免の先ほど申しました規定や算定の式がありますが、今回の事例ですとABCDありまして、その家全体の国保税額のAが60

万円である場合、旦那さんの前年の所得が400万、奥さんの所得と旦那さんの前年所得の合計が500万という場合に $A \times B \div C$ でありますので60万円に主たる生計維持者の旦那さんの400万円をかけてそれから旦那さんと奥さんの所得で割りますと48万円という数字が導き出されます。この48万円が減免対象保健税額ということになりまして、これに対して減免の率をかけるということになります。こちらの家の場合は40%減少ということで減免の対象になりますが、ご主人さんの前年の所得が400万円ということで、400万円以下の場合で10分の8の減免が適用となりますので、減免額としましてはこちらの対象保険税額48万円の10分の8が減免、38万4,000円が減免、減免で支払っていただく保険税額は当初の60万から38万4,000円をひいた21万6,000円を納めていただくというような事例でありますけれども、こういった計算式でやることになります。今回国保の加入世帯がですね、当初で3,039件あります。今週金曜日に納税通知を発行いたしますが、周知用の国からきている通知と町から減免申請用の用紙を同封して送付する予定であります。どれくらい減免の申請があるかというのは全く想像できないものでありまして、だいぶ既存の減免規程に比べれば緩い条件となっておりますので、相当数の減免の申請があるのではないかと考えております。現在令和2年度の国保の当初の調定額で4億5,000万あるわけですけれども、何とも言えませんが、かなりの額が減免されるのではないかと考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 何か質問ありますか。

○12番 中村委員 一応推定所得でやるんですけど、後半改善されて推定所得と変わってきちゃった場合どうするんですか。

○知野税務課長 それは私も懸念しておるところであります。国からはコロナになって5月なり一番悪い月の所得が分かれば12掛けて今年の年間分を出して見込みで推計で急いで対応しろというのがきておりますので、もしこれが回復をしてきたときに、完全には前年所得までは回復しないまでも、そういった懸念は持っております。今回減免になった分につきましては交付金の方での対応はさせていただけるとは思いますが国保税としては入ってこなくなりますので、中村委員のおっしゃった回復したあと元に戻すというような話もありませんので、ここで一気にきいて一気におとしておいてじゃあけつはという状況だったのって先のことはわかりませんが、今のことだけを見ているような規定になっていることは感じております。この減免の申請をする期間というのは、特にうたいはありませんけれども、猶予の申請が4月30日の法律の施行だったためその2カ月後ということだったので、猶予の申請の方は6月一杯ということになっておりますので、ここで納税通知が行けば少なからず6月以内に減免申請しなきゃということは特にはないんですが、猶予と合わせて申請する方がいらっしゃると思うんですね。減免した上でそれをする金額すら猶予という方がおられる方は想定をしておりますので、こちらで郵送次第申請してくれば個別になかなかこれも家ごとに中身を見ないと対応できない内容なんですけど、個別に対応をして減免の方の処理をしていこうと思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 色々な職種によって今はいいけれどもう少しあと

になって落ち込んだ場合には後で申請してもいいってことだよ。

○知野税務課長 それを出すか否かですよご本人が。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今やってみたら減少の対象にまでならんけど、後になったらぐんと落ちちゃった場合にはそこでやればいってことだよ。

○知野税務課長 そうですね。ただ自分で証拠書類と申しますか、必要書類を持ってきていただくということで。それは口頭で言われても困るものですから。外国人さんの対応ということで今月17日でありますけれども、相談会がありまして、納税通知が今週発送されるタイミングで今回開くんですけれども、特別に町民ホールの方に外国人さん対応の国保の減免だとか猶予の手続きの相談コーナーを一日かけてつくるような感じで、毎月外国人さん相談の会というのは開いていくんですけど町で。そういった形で今月は対応をしたいと考えております。細かいこと読んでいくとこの間の小出嶋さんの一般質問にもあつて休業失業っていうふうになっております。実際に所得が落ちれば減免になるんですけれども全く自営業のような方が廃業してしまった場合には前年の合計所得に関わらず全額を減免という要項が載っておりますのでそういった対応もできる形となっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 この減ったのは全部国から補填されるの。

○知野税務課長 交付金の方でと言う形で健康福祉課長の方からは聞いております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 何か質問ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで終わりとなります。

【税務課 終了】

⑧陳情・請願

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから請願について審査を行います。最初に請願受理番号1 令和2年5月19日受理の義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書について事務局の朗読をお願いいたします。次長

○小松事務局次長 請願受理番号1 請願書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 後ろの意見書の案はいい。一応意見書の案も。

○小松事務局次長 請願受理番号1 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。今請願書と、それから意見書の中にあります意見書の採択をというふうな内容でしたので、その意見書の案についても朗読していただきました。それで、今ここにこの請願の紹介議員の1人であります寺平委員がおいでになりますので、一応この内容の説明する部分があつたら説明をお願いいたします。

○13番 寺平委員 発言の機会いただきましてありがとうございます。昨年も同様の請願を提出させていただきました。可決いただきましてありがとうございます。本年も同様の請願となりますが、特にやっぱり昨年と状況が違うのはコロナの蔓延によって今後やっぱり自治体の税収がやっぱり圧迫してくることが予想されます。その中で国庫負担が3

分の1ということはやっぱり自治体財政を圧迫する状況、さらに悪化することが予想されますので、そういった意味でも教育の機会均等を維持するためにも、本年も引き続きの意見書提出を求めますので、よろしく願いいたします。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは、この義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願について、質疑を行います。質疑、ご意見ある方は出してください。中村委員

○12番 中村委員 この請願書の真ん中の辺りに2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税の形で配分されているって書いたあるんですけど、またこれが3分の1から2分の1になったときには、この交付税というのはなくなるんですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。寺平議員

○13番 寺平委員 制度が戻るとということは、そのままなくなるというか、交付税という形ではなくなるので、まあなくなるという理解でいいかと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか、中村委員

○12番 中村委員 一応それなくなってもやっぱ3分の1より2分の1の方がいいっていうことですよ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 そのような理解です。2分の1国がもう確実に負担をしてくれるということですので、交付税が、交付税の方がもう減っていく傾向にありますので、要は自治体の負担が大きくなってる状況で、交付税の部分が減ったとしても2分の1にしていた方がありがたいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 国庫負担金ではなくて交付税として今一般財源、まあ何に使ってもいいよという、原則としては何に使ってもいいよっていう交付税の中に算入されてますよということで、その3分の1が参入されてますということで来てるっていうこと。今度それを2分の1の元の国庫負担金に戻してくれということが書いてあるということ。なので交付税での参入はなくなっちゃうと、けれど元に戻るとい。他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 前回は申しましたけれども、教育費の負担っていうのは2分の1、3分の1とかいうのではなく今回もGIGAスクール等でかなりの国の負担を持って地方の財政を楽にしてくれてはおります。その中でこの何行目ですか、9行で今度さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置でなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあるというふうにありますけれど、この可能性というのは何か根拠があって申し上げてるのかどうかってお聞きしたいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 私も現段階で制度廃止について具体的な議論がされているというのは私も承知しておりません。が、2分の1が3分の1に引き下げられて、今後国の財政も圧

迫していくという、されるというトレンドというか、流れからするとさらに3分の1が4分の1になる可能性も否定できないかなという。要は地方の財政を圧迫する方向性になっているのかなという予測でございます。ですので、そういった認識で提案させていただいております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 後についている意見書の事例を見るとこの文言は入っておりませんが、憶測しているところの提出するわけではないので、ありますけどもここに廃止されるころまで教育の費用を減らすなんていうことはちょっと考えられないので、その割合については国庫負担も何分の幾つとか言わずにしっかりと保っていると私は思っております。意見としてはそういうことです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 それぞれ今釜屋委員がおっしゃられたようにこの今後さらについていう文言のこの1文は大変重要な部分で、恒久措置ではなく制度廃止も含めた検討がなされる可能性があるって、これはちょっと極端な表現だと思うんですね。ですので、ここはこれだけを見ると大変に危惧されることかなというふうに思われるんですけども、ここまで国が教育に対してね、踏み込むのかということとは本当に次のページの意見書には入ってないですね。3分の1を2分の1に復元するということはね、やぶさかではないし、それは十分に考えるべきことなのでいいんですけども、この1文はちょっと極端な表現に私は思われますので、教育に対して国がもう少し手厚くするべきだということに関しましては何ら反対することはないですので、この文言さえなければ私もよろしいかと思えます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員何かありますか。

○13番 寺平委員 ただいま議論になってる今後3分の1とした割合が恒久ではなく制度廃止も含めた検討がなされる可能性もありますというこの文言につきましては、箕輪町議会宛の私たちはこう思ってお願いしましたという理由で、実際に提出していただきたい意見書の中にはそういった文言はございませんので、いわゆる背景としてそう思っているという理解がお願いできればと思います。あくまでそういう問題意識のもと、意見書の方には入ってませんので、文言は、負担率2分の1復元というのが第1の目的ですので、2分の1の復元を目指すということが第1の目的であります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他の方。松本委員

○8番 松本委員 さっき釜屋委員や入杉委員の言った2分の1から3分の1に引き下げられ、国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されてますが、てこれ続くわけですが、これ実際の現行がそういうふうにされる恐れもあると。内容はそういうふうの説明されてますんで、その通りに受け取っていいと思います、私は。ただ、この意見書決まってね、出すということになればさっき言ったようなここにはありませんので、こういう形であってということも考えられますので、それは決まってからの話です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員は何かご質問ありますか。よろしいです

か。他に皆さん意見、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を打ち切ります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは令和2年5月19日受理の義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書を採択すること、採択すべきものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認めてこの請願については採択するものとして決めます。それでは次意見書の検討をします。それでは今委員会として採択をされたので、意見書の案について検討していただきたいと思います。事務局の方から朗読をお願いします。次長

○小松事務局次長 請願受理番号1 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今朗読をしていただいた意見書でありますけれども、これについてご意見ありますか。中村委員

○12番 中村委員 この小さな県やのあと市町村っていうのはこれは入るのか、入らないのか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 次長

○小松事務局次長 すみません、昨年とすべて同じ文言でした。令和3年度というのが2020年度予算となっただけであと全部すべて同じ文言でしたので、昨年は小さな県の後ろに、や市町村では、というのを加えるということで意見書の審議がなされて出したものですから、委員の皆さん変わっていないので、去年はこうでしたという参考も含めてこの形で今お配りしました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 入った方がいいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にご意見ありますか。なければもう1枚の表のとおり、最終日にこの委員会の全員の賛同者によりまして、意見書を提出することによろしいですか。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ではそれをこの案によって案を決定をいたします。それでは次に請願受理番号2番 令和2年5月19日受理の国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について審査を行います。事務局の朗読をお願いいたします。次長

○小松事務局次長 請願受理番号2番 請願書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 意見書の案も朗読してください。次長

○小松事務局次長 請願受理番号2番 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今事務局から請願書について朗読をしていただきました。この請願について紹介議員として寺平委員がなっておりますので、ここにありますので、説明することがありましたらしていただければと思います。寺平委員

○13番 寺平委員 発言の機会いただきましてありがとうございます。また昨年同様の意見書提出をしていただきまして大変ありがとうございました。引き続きの提出になります。昨年と大きく変わったところは先ほども申しましたけれども、新型コロナの感染によりやはり少人数学級、35人学級の維持というのは、より重要になってくるかと思えます。一方でどうしたって市町村、箕輪町においても臨時職員を充当してこの形を維持してるのが現状でございます。何とか国の責任において35人学級を維持していただきますよう引き続きの意見書提案をよろしく願いいたします。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこの国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について質疑、ご意見をある方は出していただきたいと思えます。入杉委員

○6番 入杉委員 この国の責任による35人学級推進というご意思はわかるんですけど、コロナで35人どころじゃないですね。なのでそんなときに制度は制度としてね、要求するってことはもうわかるんですけど、私としては国は35どころではないという状況の中でこの要求を出すのはちょっと、請願するのが。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 もっと少なくないってことです。

○6番 入杉委員 もっと少なくするというわけではないというか、これそのものを出すことがいかなものかと。制度は制度として出すと、制度の要請としては出すってこと。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 確かに国、要は財政厳しいってことですよね。財政が厳しいのはもうそれは十分承知の上なんですけど、ただ箕輪町もやはり財政も来年以降厳しくなって、本当に、逆に言うと臨時職員で今箕輪町では35人学級維持している。やっぱり場合によっては厳しいので、やっぱりそういった中で国に、国の方の責任で維持してもらいたいという。だから国が、入杉委員のおっしゃっている意味は十分よくわかって、国の財政も厳しいのは十分承知の上での提案でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員のご意見ですが、他にありますか。松本委員

○8番 松本委員 私4年間人権擁護審議員としての勤めて何回か幾つかの学校参観させていただきました。いろんな子どもがいる、いわゆる発達障がいの子もいますし、そういう中でやっぱり先生が非常に苦勞してるってのは非常に目の当たりで見えています。やっぱりこの文書にも書いてあるとおりね、やっぱり教員が一人ひとりの子どもに向かい合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級が欠かせないってここに書いてあるんですけど、私はそのとおりだと思います。ぜひこれを出したいと思

います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。釜屋委員ありますか。ありませんか。ご意見、質問はありませんか。唐澤委員は何かありますか。中村委員はありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 今文章の訂正とかそういうのは後ですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 あとってというか、意見書ですよ。それは採択をした、するかどうか決まったあと。意見書はこの今のこの請願書に基づいてつくられているものでその趣旨と違うということになればあれですけど。字が違うとか何かそういうこと。それは、はい。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑はこれで終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。入杉委員 賛成か、反対か言っていて、討論をお願いします。

○6番 入杉委員 請願書を出すことに反対。反対ということはこの趣旨が今これを出さなくも、今こういうコロナの現状でこれ以上の状況にあるわけだから、この請願書を出すまでもなくという状況にあるので、私は制度は制度としてっていう意味もわかるんですけど、35人状況ではない、以上に厳しい状況になっているわけで、普通に採択はするまでもないということですね。今状況がね、ですからそれは長い目で見ればこの35人学級推進ということについてやぶさかではないんですけども、今出す必要はない。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 わかりました。他にありますか。賛成討論ありますか。というかどちらでも。松本委員

○8番 松本委員 私先ほど言いましたが、さっきコロナの対処が出てきたんですけど、あれは突然現れたものであってここの文書とは別にね、切り離して考えていいと思います。それで先ほど言いましたが、私は参観日を幾つか見てるってこともありましてやっぱり実際に教員の方々はね、非常に苦労してるということが見受けられました。だからこの文書に書いてあるさっきも幾らか簡単に読みましたが、そういう意味ではね、本当に教員が1人ひとりと向き合い、子どもに向き合いね、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能するためには少人数学級は欠かせませんっていうところに非常に賛成いたしますので賛成討論といたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで討論を打ち切ります。討論を打ち切り、採決を行います。この採決につきまして挙手による採決を行います。よろしく願います。国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める請願書について、この請願書の採択をすることに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

令和2年6月定例会 福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成多数で採択することと決しました。それではこの意見書の案について検討をしていただきたい、意見書について検討をしていただきたいと思います。意見書の朗読をお願いします。次長

○小松事務局次長 お願いします。それでは、こちらの意見書につきましても昨年度と全く同様の文面でした。誤字であったり、脱字であったものを直し、去年と同様のものを案としてあげてあります。それでは朗読をいたします。請願受理番号2 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ただいま意見書の朗読が終わりました。何かご意見等ありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 下から7行目にこれ皆さんがどんなふうにお感じになるか、行き届いた教育が実現するためってところの「が」は「を」かと私は思うんですが、この下から7行目、行き届いた教育が実現するためっていうとこなんですが、行き届いた教育を実現するっていう方が適切かなと思いませんか。

○13番 寺平委員 どっちかというとそうですね。本式の先生が。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 このところは行き届いた教育をの方が適切ではないかと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議ありませんか。なければそれを「を」に変えます。他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで意見書の提出というふうにいたします。意見書については最終日に福祉文教常任委員として出すことにいたします。それでは署名をしてください。嫌だという人は書かずに。ちょっと今署名をお願いしておりますのでよろしくお願ひいたします。今お手元に配ってある医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書関係資料というのとそれから新聞のコピーと長野県(聴取不能)ニュース、これは陳情書を提出したところからの資料のようでありますので参考にしてください。

あと審査をしている部分は陳情3件と継続審査になっております陳情1件ありますが、これからでは終わりそうもありませんので明日にしたいと思います。本日はこれで委員会を閉じさせていただきます。陳情3、4、5で継続という順番で審査します。ご苦労さまでした。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 おはようございます。それでは昨日に引き続きまして福祉文教常任委員会の審査を行います。ただいまの出席委員は7人です。まず最初に本日ですけれども陳情です。継続審査も含めて陳情について4件の今日は審査を行います。

まず最初ですが、受理番号3番 令和2年2月20日受理の医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書についての審査を行います。事務局の朗読をお願いいたします。次長

○小松議会事務局次長 受理番号3 陳情書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 後ろに意見書案がついておりますので参考に朗読をお願いいたします。次長

○小松議会事務局次長 受理番号3 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。今事務局の方から朗読をしていただきました陳情の内容を朗読していただきました。それではこの陳情書について質疑、意見がある方は出していただきたいと思います。松本委員

○8番 松本委員 ここに出された内容は非常に私たちの関係にしても、患者にしても、医師不足ってのは非常に感じているところです。そういうことでここに書いてあるように勤務時間が60時間を超えとか、あるいはベッドを減らされてしまうとか、非常に深刻な問題が出ております。上伊那でも昨日ですか、資料が配られたと思いますが、10万人の、人口10万人にあたっていわゆるこの長野県でも非常に低い30位っていうこともありますし、上伊那では136.4人というような数字も出ております。順位からすると、いわゆる長野県は10の圏域で割ってますので、その下のグラフを見ますと上伊那は木曾に次いで最後から2番目というような形も非常に深刻な問題も出ております。そういうことでいわゆる今回のコロナウイルスの関係でもね、いわゆる検査がね、PCR検査ができるのも中央病院と昭和伊南病院に限られているわけですね。ですので上伊那の医療関係、医師会の関係やなんかね、協力して検査とかそういうコロナの関係は中央病院や昭和伊南に集中していただいて、それで他の医療機関は普通の患者さんを中央病院来る人たち、昭和伊南に来る人たちのみんなで協力してみようじゃないか、というなこともしているわけですね。それだけ医師が非常に足りないっていうことを痛感されますし、これから第2次、第3次というようにコロナもどうなるかわかりませんので、そういうようなことにもこの医師を減らすというのは非常によくはないというように感じますのでこの陳情書にはぜひ採択をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にご意見、質問ありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 医師が少ないという現状は非常にうれえることでこれは反対するべくものでも何でもありませんが、私は医師の数そのものともう一つはこの政府がもう少し全国的に都市集中の医師の配分といいますか、配置というかそういうものに配慮した政策をするべきであるということセットとして求めるべきだと思うんですね。地域包括ということから考えれば開業医もかなりの数箕輪町にはあります。その開業医の方たちが協力するかしないかということはまた別の問題ですので、ここに置いとけば、医師の数のみならずというところが私は問題なんではないかなと思うので、もう少しこれは議論して行くべきではないかなと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。ご意見のある方。釜屋委員

○4番 釜屋委員 この陳情の趣旨に対しては大変理解できる場所でございます。その上で現在国が行っている社会保障審議会、医療部のこの検討段階においては、数々の工程に

よってスケジュールが示されておりまして、経済対策、勤務時間の適正化ですとかね、再度医師需要の推計を行った上で、養成数の方針を見直すと、こういうふうに国では申されております。そしてまた医療法及び地方の一部を改正する法律によって地域における医療提供体制を確保するために検討が今まさに行われているということでもあります。そのことからですね、医師の養成定員を減らす方政府方針という表現は今検討を行っているということで、事実とは異なっておりますし、むしろ医療体制崩壊を防ぐための検討は積極的に行うべきだと思っております。この時期において、今政府が行っているということを考えますと、これを提出する時期としては適切ではないかと思ひまして、意見として述べさせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 わかりました。他にご意見あります。唐澤委員

○5番 唐澤委員 とにかく医師不足ってのは今回のコロナ危機の中でやはりこういう医療の大切さはもちろんですが、脆弱性というのが露わになったと思います。都市の方でも東京の方でもですね、医療崩壊が非常に心配されたということで医療体制の不備に対してですね、非常に懸念をされたという状況があるわけです。そういう中で第2波、第3波も心配されるわけですし、それからもともとこの地元の方では私もたまたま退職したあと看護大に3年おりましたけれども、やはりそこでも看護師の養成やってみましたけども、そういう中でやはり医師、看護師、医療従事者の層が上伊那薄いと、もっと何とかならないかと、先ほど木曾に次いで県から下からには2番目という話がありましたけど、そういう上伊那の地域のニーズというのも非常に強いんじゃないかというふうに思います。そういう中で今ですね、このコロナ禍という事態の中で、この中でこういった意見書を後押しすると、やめるというのは必要なことじゃないかというふうに思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にはありませんか。松本委員

○8番 松本委員 先ほどの続きなんですけど、いわゆる医学部の定員をね、2割減らすってことを考えております。それで医学部の定員を減らしてしまうかということはどういうことにつながるかということは、いわゆる今度は教授も減らすようなかたちになってしまうんですね。今度は増やすってことになるんですけど今度は教える人も探すということになって非常に困難なんですね。だから、これをむしろ進めていってしまうといわゆる医学部の入学の定員を減らしてしまうと非常に恐ろしいことになってしまうんじゃないかと私はそういうふうに思っております。そういうことでね、どうしても政府がそういう一つの原因として出していくとがありますので、それは本当に先ほども書いてありましたが、OECD諸国の医師数の増加のペースが鈍っていることについて、多くの国が1980年頃から1990年の(聴取不能)を導入し、医学部への入学数を制限して医師数を減らすと、いわゆる非常に困ったことになってしまうというなことも言われておりますので、ぜひこれを通していただきたい。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。入杉委員

○6番 入杉委員 現況がね、大変に数字的に見ますと大変なことはわかるんですけど

も、この医師の養成をするという過程において、それでは十分なその力のある学生がいるのかということの問題もそこにはあると思うんですね。ですから、レベルとか、質とか、そういうものを考えたとき、数さえあればいいって問題でもないので、慎重にそこは捉えるべきであると思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。寺平委員

○13番 寺平委員 陳情の趣旨ですけれども、やっぱり入杉委員おっしゃった通り、このポイントは医師の不足及び偏在対策を求めることになって、ちょっと偏在対策という部分が弱いというところはあるんですけども、あの趣旨に関しては非常にその通りだと思いますが、やっぱりたしかに政府方針というところで、もともと政府方針が示されたの何でかなってやっぱ調べてみたんですけども、どうしても2033年にお医者さんが逆に過剰になってお医者さん、仕事のない医師が増えてくるという試算も一方で問題提起の根拠にあるっていうのもやっぱり軽視しては、軽視できないなというところでやっぱり医師の不足、また偏在対策へ取り込む、また需給が逼迫した際のお医者さんの職を守るところでは政府方針がたまたま今コロナで変わるという議論もありますので、医師の不足及び偏在対策についてはもう賛同するところありますけれども、施政方針の見直しにまで踏み込むというのはちょっと様子を見た方がいいのかなというのは私の考えです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。中村委員

○12番 中村委員 私もこの医師数が減っていくっていうことは大変なことで、増やしていく方向がいいのではないかなと思いますけども、ただ増やすだけで実際にはここら辺のお医者さんもだいぶ年になってきて、閉めなければいけないというようなところも出てくるような感覚もあるし、一旦医学部に入って一生懸命勉強して医者になってもここら辺に戻ってこないというような現況もありまして、そういうことも大変国として進めていってもらって地域になるべく同じようなそういう医療の現場をもたらしたいけるような体制をつくってもらいたいということもとても大切なことだと思うので、この数だけを増やすってというような今回の意見書とかにはちょっと一つの方向性が限られてしまっているんで、もう少し膨らました上で何とか地域にも同じような医療体制が出せるような意見書にしていってもらった方がいいのではないかなと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 今医師の力とか増やしても向こうへ逃げてって東京へいってしまうからという意見が出ましたが、根本的に少ないところがあるのでそういうような現象が生まれてくると私はそういうふうに思います。それで先ほどOECDのところに触れて、中身にも触れておりますが、いわゆる世界的にもね、いわゆる30カ国ある中でも27位、非常に低いんですね。いわゆる主要国の中で七つあるわけですが、イタリア、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、カナダと日本が一番少ない、医師数が少ないんですね。そういう中で選択してしまうと先ほどいった、中村委員さんが言われたような都会へいってしまうっていうような現状になってくるのではないかなと、だからここに書いてあるように

根本的なものをしていかなければ解決にはならない。ただこれから政府の方針を見直す、見直すということを求める意見書です。意見書っていうか、ですのでそういうことでぜひこの委員会では通していただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではそれぞれの方々ご意見を出していただきましたので、これで質疑については打ち切らせていただきます。なお、この陳情書と先ほど参考のために意見書について朗読してもらいましたが、この意見書を例えば仮に陳情書を採択したとしても、この意見書はこの委員会でこの趣旨に沿わない、沿わないというか、全然変わってしまうものでなければ修正して委員会としてこの意見書は出すことはできますので、そこら辺も含んでいただければと思います。それでは次に討論を行います。討論ありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 先ほども申しましたけれども、私はこれを100%反対するというわけではありませんけれども、私の意見を申し述べた上で趣旨採択ということをお願いしたいという意味の討論をさせていただきます。令和元年の社会保障審議会、医療部会の資料によりますと、医師養成課程に通じた医療偏在対策の今後のスケジュールが明らかに示されております。さらに令和4年以降は医師の働き方改革に関する検討会の結論を踏まえて、再度検討を行って、医師の偏在対策、勤務時間の適正化について採択し、医師需給推計を行った上で、養成の数の方向、方針を見直すと表記されております。医師の養成の数につきましては、年々上がっておりまして平成15年当時よりも平成15年当時、19年までは7,625人であったのが、平成29年には9,420人、増えて年々おります。そしてその中で地域枠においても数段増えておりますので、ここで急に養成数を減らすといっても現実に即した数を検討するのではないかと、決して賛成ではないんですがそういう国の方針とすれば余りにも現実的でない数字ではないと思っております。そして、請願では定員の減による地域医療の崩壊を心配されていますけれども、平成30年の医療法及び医師法の一部を改正する法律によって、地域における医療提供体制を確保するための検討がまきに行われているということでもあります。以上のことから、医師の養成定員を減らす政府方針という表現は事実と異なっている。よって本請願については趣旨も踏まえた上で、私は趣旨採択をお願いをしたい。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか、討論。松本委員

○8番 松本委員 私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。先ほど釜屋委員が言いましたが、趣旨採択ってというのは議員必携を見ましてもありませんので、ぜひ採択、あるいは不採択になるわけですが、そういう方向で皆さんちょっとこれに参加していただきたいとそんなふうに思います。一つはですね、ここにも3行目のところに書いてあるんですが、労働時間が非常に長いつてことが書かれています。平均でも90時間を超える結果が出てます。これは決して推測で物を言ってるわけではなくて実際にこういうことがあるということ書かれているわけですので、それを減らすという方向へいってしまうと非常にこれが加速化してしまうという恐れがあります。それが一つです。それと、あとは先ほど

言ったように医学部の入学が定員がね、固定してる政府の政策がそれにしているということで、非常にそこら辺が一番問題になってるということも感じられますし、身近な問題では先ほど言いましたように長野県でも30位、31位とも言われてますが、10万人当たりでも136人ということに数字が出ております。先ほど言いましたように、長野県は10の圏域で割ってますのでそれも8位ということで、この地元においても本当に深刻になってきております。先ほどの中村委員さんが言いましたように地方へ出ていってしまう医師もいるということはあるんですが、少ないからそういうことが起きるんであって、そういうことをきちんとすればちゃんとした医師数が揃えてくる、そんなふうに思います。あとは新型コロナウイルスのPCR検査もね、先ほども言いましたが、中央病院と伊南病院だけですので、医師がもうちょっと増やすことによって、みんなで協力し合えば、いろんな患者さん、今現在いる患者さんも大変な患者さんもいるわけですね。癌で入院してる方、あるいはもう非常に厳しい状態になってる患者さん、そういう方々おりますのでそういう方をどうしてもコロナだけに集中してしまうと違う方向へ、患者さんの違う方向へ進んでしまう、よくない方向へ進んでいってしまいますので、そういうことでぜひ医師を増やすという方向、ここで言えば政府の方針を見直しを求めるですので、そこを重視して私は賛成討論といたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。寺平委員

○13番 寺平委員 結論、継続審査を求めたいと思います。理由はやはり医師の不足や地域の偏在、これ長野県知事も申しておりますので、やはり長野県、県と歩調を合わせて訴えていきたいと思います。いくのがいいのではないかと思います。その一方でやっぱりこういった議論が分かれるっていうのは望ましくない。できれば箕輪町議会としても一致して要求できるような内容にしていくべきだと思います。これ大事な問題なんで。そういう意味ではやはり3カ月程度やっぱり議論、さらに議論をする場を持って一致していく内容にしていった方が、今のまま分かれたまま採決してどっちかに決めちゃうっていうのは望ましくない。とにかく一致して出せるような内容にすべきだと思いますので、趣旨は本当にこれは理解できますけど、やはり偏在の問題とか、需給逼迫の問題っていうのにはある程度答えを出していかなければいけないと思いますので、継続審査を求めたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。入杉委員

○6番 入杉委員 私も継続審査の立場で発言させていただきます。先ほどからも申し上げておりますように、養成定員の数のみの要請ということではなく、やはり今のコロナの体制の状況を見ましても、リモート診療ですとか、さまざまな今変化をしている中で医師養成定員だけでいいのかという問題が浮かんできております中で、これを出すのではなく状況を見据えつつという判断をしていくことを求めますので、継続審査をしていくということにさせてもらえば。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 私はこれ採択をしていいんじゃないかというふうに思います。先ほど国際比較の中での医師数にしる、人口比率のデータも出されておりますけれど、やはり全体的にこの本当にコロナ禍の中で日本の医療体制って万全だろうかという国民が大きな疑問を持ってると。そういう中でこういった陳情を受けとめていくというのは大事なことでないかというふうに思います。いろいろ報道等でもですね、このコロナ禍、以前からも医療従事者の大変さ、長時間労働とかですね、そういう問題を耳にしていたわけですが、改めてですね、国民の命を守っていくという時にですね、やはり大きな頼りになるのは医師ということだろうと思います。やはり、医師の数を確保していくということについてですね、そのあとの意見書の文面についてはまた議会として考えるというところでの陳情書の思いを受けとめ、そして我々私もまさに思いますけど、医療体制充実についてですね、議会としての姿勢を示していけばいいんじゃないかとそういうふうに思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 私は今の唐澤委員のお話のように意見書の中の部分の医療現場と地域の実態を踏まえるところをもう少し膨らませてもらって、皆さんが言っている数だけに限らないような、そういう部分を取り入れてもらえれば、賛成してもいいかなとは思っています。そういうのが無理であれば寺平議員のような継続審査ということもあるかなとは思いますが、今のコロナ禍の中でやっぱり逼迫している問題もあるので、できれば早めに意見書を出すならば早めに出した方がいいんじゃないかという考えです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは討論を終結いたします。ただいまの討論の中で出されております継続審査にするという部分、また趣旨採択という意見が出されております。それで、今回まず継続審査にするかどうかについて採決をいたします。それでその後次に、その結果によって趣旨採択にするかどうか、またその結果によって採択か不採択かということになるかと思しますので、承知をしていただきたいと思います。それで趣旨採択ということになると意見書は出さないということになりますので、それも承知しておいていただきたいと思います。質問です。今のことについての質問。中村委員

○12番 中村委員 質問します。そういうことで意見書の見直しを考えていただければというところもあるんですけど、その辺はどういうふうに。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 採択された、例えばこの陳情書が採択された場合には意見書を出すということは当然それがこの陳情書の趣旨ですので、出すわけですが、その内容についてはこの委員会、意見書の内容についてはそのあとこの委員会でもう1回見直して趣旨を完全に換えちゃうということがなければ、それはできると思います。よろしいですか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 当初趣旨採択と申しましたけれども、皆さんのご意見を聞いて継続にするということはできますね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それをこれから採決しますので。

○中澤議長 継続にするということと趣旨採択にするということは全員でもって参加する

もので。最後の採択か不採択かの時は分かれるけれど一番最初に継続にするか否かは6人全員で皆が挙手する権利を持っている。

○4番 釜屋委員 だから私が当初趣旨っていったけど継続に変えてもいいってことだよね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 まず最初にその継続、継続審査を全員が賛成じゃないと継続審査にならんっていうこと、じゃないよね。そういうことではないね、はい。わかりました。質問ですか。その運営についての質問。入杉委員

○6番 入杉委員 先ほど中村委員が先ほど手を挙げましたのはね、討論ではなかったんですけど、この文書の中につけ加える内容が可能なかどうかの内容を承知してるのかわかるか、でないと可能じゃないのにそれを入れたことによって文書の内容が変わってもよしとすることであれば、それは違うんじゃないかなと思うんですよね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 仮に今回の中で陳情書が採択された場合にはさっき言ったように意見書を出すわけですけども、採択かどうかは決めていただいたあと、意見書を採択された場合には意見書を出しますが、その意見書の内容についてはこの採択された趣旨を完全に覚えてしまわない限り、それはこの委員の皆さんの意見によって修正することはできます。

○6番 入杉委員 ではこのうち文書の内容は数に限っているわけですので、それ以外のことは膨らませるといってもそれは趣旨に反しますよね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それは皆さんのご意見を。議長

○中澤議長 基本的に出された意見書をベースに審査をしていただくということだと思います。だから中村委員がおっしゃってるようなこれがどういうふうに変更したの、若干変えることは変えられるんだけど、どう変わるかってのは全然わからないわけですよ。あとで審査になるもので。基本的には今出されてる意見書案をベースに考えていく、これを大幅に変えるってことはまずない。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。質問。中村委員

○12番 中村委員 それではこれで大幅に文章は変えられないっていうことで継続審査になった場合その後の審査では変えられるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 継続審査っていうのはまた引き続きまた審査をするということで内容を審査をしますので、変えられるっていうか、この陳情の内容はこの通りですので、今のさっき議長が言ったように、趣旨を全然変えちゃうということはそれはできないということです。採択になったとしても。議長

○中澤議長 逆にうんと大幅に変えて出すのであれば、この陳情に基づいて出すんじゃないなくて、委員会独自で意見書を出したいということになれば、全く別の書き方をしてもそれは構わない。この陳情採択して出すのであればその場合は出されてる陳情をあまり変えないっていうふうに考えていただいた方がいいと思います。だから中村委員が言うようにうんと変えて出すんだったら不採択で、全く違った意見書にするということだと思います。

○12番 中村委員 継続しても意味はあるんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 継続審査というのはもう1回これをまだこのまま引き継いで、引き続いて、審査を続けるということになりますので、よろしいですか。一応討論が終わりましたのでそれでは先ほど言いましたように今継続審査の意見、それから趣旨採択の意見も出ておりますので、まず継続審査にするかどうか、この案件について継続審査にするかどうかについて採決をいたします。この採決については挙手をお願いいたします。継続審査、今回のこの陳情について継続審査をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは今継続審査についての賛成者が3人でありましたので、それでは委員長の採決ということで行います。継続審査について委員長としては継続審査に賛成ということであります。ので継続審査といたします。それではこの医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書については継続審査といたします。

次に受理番号4番 令和2年5月19日の受理であります、県立高校の第2期再編を進める長野県教育委員会に対してコロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いて進めるよう求める陳情書について審査を行います。それでは事務局の方で朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 受理番号4号 陳情書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 陳情書については今のようであります、後ろについてる意見書について参考に朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 受理番号4号 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは今朗読をしていただきました。この陳情書について意見のある方は出していただきたいと思えます。松本委員

○8番 松本委員 今本当にこの通り、書いてある通りで、ここにも書いてるんですが、伊那北高校あるいは弥生高校がなくなってしまうと普通高校の本当に減少すること、本当に希望する人が多数入れなくなってしまうんじゃないかっていう危機もあります。そのことを踏まえて私はこの趣旨には採択をぜひしていただきたいと、そんなふうに思います。ということと、幾つかあるわけですが、ここに書かれてることが非常に多数ありますので、ちょっとまとめたんですが、いわゆる協議会の中で話し合われてることが幾つかある、昨日配られた資料の中にもね、あるんですが、いわゆる基礎は学び、もちろん生徒1人ひとりの力を伸ばしていくこととかね、そういう意見も出ていますし、さまざまな子どもを(聴取不能)せず、みんなで手を合わせて社会を実現させたいというような意見もその協議会の中では出されて幾つか出されているわけですね。あと、いわゆる少子化だけに特化しすぎているんじゃないか、それだけを理由に再編してしまうんじゃないかっていうような危機感も出されているわけです。そのようなことを見ましてある文書の中で拾ってみたんです

が、先ほど伊那北高校、弥生高校の普通科を統合してあるんですが、駒ヶ根高校も統合してね、なるっていういわゆる都市化っていうんですか、都市化村立普通校っていうんですけど、そういうふうにされてしまうというような方向が示されてるそうなので、私はそういうことを全部踏まえながら、この趣旨には賛成して採択をぜひしていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。ご意見、質疑ありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 質問ですけれども今日の信濃毎日新聞にも出ておりましたけれども、今後の計画案が公表されて1年延期となったということでもあります。進めるに当たりね。ですのでこのタイトルにもありますようにコロナ禍で拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてということでもあります。だからもう拙速な決定ではありません。これによりまして30年3月まで計画を立てていくということでもありますので、まだ10年先にもなっております。これによりまして私はあれですけれども、その辺のことは。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員に質問ですか。

○4番 釜屋委員 そうですね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 釜屋委員のお答えをいたします。いわゆる私のところへある文書が来てるわけですが、あと幾日でしたかね、6月の幾日だかに県からきて説明会を行うという連絡が来ているそうです。それは一つはね、これを早く通してしまおうというような一つの納得させるような県民をね、ような意味も含まれていますので、私はここはきちんとこれをね、今回のあれは措置を、きちんと受けとめ、この陳情書を受けとめて、出すことの方が意見書を出すことの方がいいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 この今日の発表では6月、7月に1次案の4地区で住民説明会を行うということです。説明を行った上でさらに再編整備計画の2次案を公表ということで、段階を踏んで流れていきますので、ここで決定だとか、誘導するということではなく、順序踏んで、プロセス踏んでいくと思いますので、私はコロナ禍で拙速な決定は行われぬというふうに思いますがどうですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員に聞いているわけですか。松本委員

○8番 松本委員 質問されると思っていませんでしたので、どういうふうに答えたらいいんだろ。先ほどの資料の中にも、本当に時間をかけてもうちょっと本当に話された方がいいんじゃないかっていうのがあります。ただ、これは出された陳情書というのはね、ここに書いてある通りのことがありますので、それはいわゆる県がこういうふうに強制してきた場合はね、話をもうちょっとした方がいいんじゃないかっていうことをこの中では言ってると思いますので、ですので、いわゆる延ばすことがいいことだよって言ってるわけではないですね。きちんと声を聞く、皆のね。県民の声を聞いて、反映して、それできちんとし

た答えを出していくべきではないかというのを言ってるんであって、ただ延ばせばいいよと、そういうふう言ってるわけではありませんで、ここに書いてある通りにぜひ意見書を採択をして意見書として出していきたくてそういうふう思ってます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。寺平委員

○13番 寺平委員 さまざまな意見が出ました。今日になって新聞で急展開して1年延期ということがありました。そういう意味では釜屋委員のおっしゃる通り、コロナ禍での拙速な決定を行わないということについての陳情書に願意はある程度達成できてるのかなというのを思います。その一方で、やっぱりこれ地元の中学生にとって大変大事な意見、問題ですので、松本委員さんのおっしゃるとおり、箕輪町独自でやっぱりその地域に根差した意見ってのは取りまとめることが可能であれば、意見書を出していけばいいと思います。わかりやすく言いますとまた協議会の中で提案したいとは思いますが、集約した上で意見書を出すことはやっていくべきだと思いますが、願意についてはある程度達成できてきてるのかなというふうに思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に。入杉委員

○6番 入杉委員 この陳情書の内容につきまして精査しましたが、現状の父兄、生徒の父兄、もしくは生徒のご意見に沿ったものでない部分がかなりありますね。ですので、この趣旨が一部私は受け入れることはできますけれど、この全部の、陳情書全部を受け入れるということは現状の伊那北、弥生統合についての進捗状況に合わせた生徒父兄のもう何と申しますか、思いというものに沿っていない内容になっておりますので、これはその意見を踏まえたものを、反映したものを再度というか、別に委員会の提案として私は出すべきだと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に意見ありませんか。中村委員

○12番 中村委員 3番の赤穂高校がなくなれば南部の普通科高校がなくなるって書いてあるんですけど、箕高にも辰高にも普通科ってなかったでしたっけ。それじゃあ嘘になっちゃうんじゃないですか、この文章が。それだから考えは確かにその拙速に行ってはいけないうということもあるんですけども、文書の中にちょっとおかしいところがあるということであれば、箕輪町議会として意見書として提出するべきではないという意見です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 南部に普通科がなくなるって意味なの。そっちは北部になるんで。それを文書で言ってるのはそこを言ってるんで。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ討論を行います。討論ありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 私はこの陳情書につきましては不採択の立場で意見を述べさせていただきます。先ほど来釜屋委員、寺平委員がおっしゃるように、1年延期になったという現況

とそれから、もう少しこの件につきましては議論討論を深めるべきであるというふうに思いますことと、地元の生徒、父兄のご意見をもう少し議会としてくみ取るべき内容でありますので、拙速にこの陳情書を採択するということは控えたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。賛成か反対か言ってください。
松本委員

○8番 松本委員 賛成、いわゆる採択の方向で発言をしたいと思います。先ほども言いましたが、幾つか協議会の中でも出されているように基礎的な学びはもちろん生徒1人ひとりの力を伸ばしてほしいこととか、あるいはさまざまな子どもを蔑視せず、みんなで手を取り合い社会を実現したいとか、いろいろ父兄からも声が出ております。ここにも書かれてるとおりに統合再編よりも少人数学級にすることで今の高校を存続できるというのは、これもう非常に圧倒的に多かったというふうに書かれていますので、そういうことを踏まえてね、ぜひきちんとした高校再編であるならばいいけれども、人数を減らすような構えの変更でしたら私はあんまり進めることができませんので、ここに書いてあるようにいわゆる住民の声を聞いてきちんとした高校の再編に臨んでほしいということで、ここに書いてある通りに採択をしてほしいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。寺平委員

○13番 寺平委員 私は不採択の方で議論に参加したいと思います。今回の願意であるコロナ禍での拙速な決定を行わずというところは、ある程度今日の新聞でも願意が達成できているのかなというふうに思います。ただ、今回加えてこの陳情の趣旨はもう明確に高校再編について反対の立場を明確にするものでありまして、これ採択するということは箕輪町議会としてはもう高校再編に反対するんだという意思表示になります。ただ、私は高校再編このまま進めていいとは思っておりませんが、この反対を明確にするという段階でもないと思います。当然逆の賛成の決議をする場面でもないと思っております。ただ、一般質問の中でも取り上げさせていただきましたんですけども、箕輪町独自の課題というものが浮き彫りになってきているのは間違いありませんので、その点に関してはしっかりと意見をしていく必要があると思いますし、またこの個別案件の中でもすべてに反対というわけではなくて、これは県に伝えるべきだという内容も含まれていると思います。そういう中では不採択にした上でしっかりとした意見、提言というのを別途委員会で取りまとめるのが必要だと思っておりますので、不採択に賛成いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは他に討論なければ、これで採決を行います。採決につきましては挙手でいきます。県立高校の第2期再編を進める長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中で拙速な決定を行わず、住民の声を聞いて進めるよう求める陳情書について採択に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成少数で不採択と決定いたします。ちょっとここで暫時休憩をしたいと思います。25分まで休憩をいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは休憩に引き続いて再開をいたします。次の審査ですが、陳情受理番号5番 令和2年5月20日、国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書についての審査を行います。事務局、陳情の内容の朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 陳情受理番号5 陳情書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 意見書案もついておりますので、参考のために朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 陳情受理番号5 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書について質問、意見のある方は出してください。松本委員

○8番 松本委員 ここに書いてある通り本当にいわゆる先ほども言いましたが、いわゆる医師数が少ないというところにも、国全体あるいは長野県全体、上伊那郡全体も医師数が少ないということでさっき議論しましたが、ここにも書いてある通りに非常に深刻な事態の中で病院を統合させてしまうというような公的な病院ですね、病院を統合されてしまうということには非常に大変ことになってしまうんだなと危機感を感じているわけです。それと同時に国では2025年までにベッド数、病床数ですね、を330万ベッド減らすというような方針も出ておりますので、そういうことに繋がってしまうと本当に大変なことになっていってしまうと。むしろ、ベッドは増やすべきだ、医師は増やすべきだという国民の声、あるいは県民の声、町民の声があるわけですので、そういうことでここに書いてあるとおりに地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合を行わないことには賛成をして、できればぜひ採択にさせていただけたらと思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。他にありますか、ご意見。釜屋委員

○4番 釜屋委員 意見としてお話をさせていただきます。この趣旨に対しては本当に最もだというふうに思っております。そしてその上で県議会でもですね、の意見書、知事はじめ、県議会ですね、県議会がこの意見書を提出を内容としては同じような提出をしております。そして、それがやはり国の方でも重要として受け止められ、スケジュールも今後提示されるということでもありますけれども、コロナの影響で止まっているということでもあります。このコロナにより感染症対策もね、今後は考える必要があつて、項目にも上げられている公的病院のあり方も改めて考え直すことが求められております。自主的にスタートに戻らざるを得ないだろうというふうに見直しをかけておりますので、ここで箕輪町として出すとすれば時期的なものもございまして、新たに進展も出て出すべきだと思います。そしてですね、この公的病院も統合っていうこと、また再編っていうことにコロナをこの合わせるということはいかがかなと、コロナ禍でもって病院の運営についてはさまざま PCR

検査の拡充とかですね、個人病院でPCRができないということもありますので、そういうことも含めたコロナ禍に対しての病院体制というのは別の角度から検討するべきだというふうに思います。ですので、県議会も働いていてそれが今国で検討されているということでもありますので、ここで趣旨としては賛成ですけれども、この時期に出すのはいかがかなとこんなふうに思っております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にご意見ありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 私も釜屋議員と同じようにこの趣旨は大変重く受けとめております。しかしながら、現状やはりコロナの状況を見ましてもこれからの医療体制というものが、今非常に問題というか、曲がり角というか、ところに来ている状況にあると思います。ですので、こういう一方的な、基準に基づく一方的な再編・統合を行わないということには大変受け止めることができますが、しかしながら一方ではこの効率的もしくはその地域の事情に合った再編・統合もありかなというふうに思われますので、ここは少しやはり様子を見るということが必要なんではないかと思えます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にご意見ありませんか。松本委員

○8番 松本委員 先ほど釜屋委員さんが言いました県でも出してるから地方でも出さなくていいというように受け取れてしまいますので、県でも出す、地方でも出すということで各地域で出すというようにしないと、これは意見書を出す問題ですので、そう待ってるとか、待てないとか、後で出すとか、そうではなくてね、ここで出してほしいという陳情書ですのでこれは町でも是非出すべきだと私は思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑、意見を終わります。討論を行います。討論ありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 先ほども述べましたように趣旨には大変賛同できるものであります。しかしながら、国もその方向で動いておりますし、それから今実質的なスケジュールがコロナ禍で止まっているということもありますので、ここは見守ることが必要であって、趣旨に賛同するという意味で趣旨採択を私は希望します。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。松本委員

○8番 松本委員 先ほども言いましたが、国全体見て県もそうなんです、地方もそうなんです、医師不足というのは深刻な状態になってますね。その中で病院、公的な病院を統合するということになるとそういうところにも繋がってってしまうという危機感もあります。そういうようなことも踏まえて今般の新型コロナウイルスの関係ですが、感染拡大のときにも医療需要に対する医療提供体制を提供することができず、多くの国民の命を危機にさらすことになり得るというような文書もありますので、そういうことを踏まえて私はここは採択をすべきだと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければですが、今討論の中で趣旨採択というご意見がありますけれども、趣旨採択については動議を出されればいたしますので、動議を出して趣旨採択ということでの動議を出していただければと思います。

○4番 釜屋委員 趣旨採択を一度諮っていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 わかりました。それでは今趣旨採択をとという動議が出されましたので、それについて採決を行います。趣旨採択に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者 挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。賛成の、採択について賛成の方3人ということではありますが、委員長の採決ということになります。この陳情書についての趣旨採択については賛成いたしません。それでは趣旨採択は否決されました。

それではこれから採決を行います。この陳情に、今回の陳情を採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成多数で採択に決定いたしました。それでは採択をされましたので、意見書について、内容について審査をしたいと思いますので、案を検討したいと思いますのでお願いいたします。それでは事務局の方で朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 それでは意見書ですが、体裁のみを整えてあります。陳情受理番号5 意見書案 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。少し一部その下線が引いてあるところについては原案、出された原案のとは変わってるところがあるかと思えますけれども、この意見書についてご意見ありますか。寺平委員

○13番 寺平委員 先ほどは議論の末、採択ということになりましたが、先ほど議論の中で公立・公的病院の再編統合とコロナに関しての医療体制の議論は分けて考えるべきだという意見もありましたので、ちょっと議論していただきたいのが下の段のまた厚生労働省が3月6日に示した新型コロナから多くの国民の命を危険にさらすことになり得る文言を入れるのか、それとも別枠で考えた方がいいのかというのはここは議論した方がいいかと思えます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今の意見ですが、中段のところにあります、また厚生労働省がからどこまで。

○13番 寺平委員 多くの国民の命をとるところまでです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 下から3行目のところまでについて入れるかどうかというご意見が今ありました。まず、これについて何か他に他にどうか、ご意見ありますか。議長

○中澤議長 今入れるか入れないかを議論されているので、それが決まってからあれしように思ったんだけど、仮に入れるとての話なんですけど、この1,869床っていうのは、要はコロナが始まった時に感染症病床としてあったやつなんですよね。この時点では長野県が46床だったはずですよ。上伊那は中央病院に4床あった。現状は中央病院19床になっています。というように多分長野県も46のままなんてことはないし、全国で1,800なんてことは、東京だけでも1,800以上用意されています。そういうことでもし載せるのであれば事務局に数調べてもらって最近の数字でやった方がいいんじゃないかなと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今の議長の意見もありましたが、まず寺平委員が今提案されましたこの部分を除くということだよ。寺平議員

○13番 寺平委員 除いて議論した方が良いでしょう。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 そのことについて他にどうですか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 賛成です。数字的なものは大事だと思いますので、精査してもし入れるならあれですけども、コロナ対策についてはまた別の角度で議論する余地があると思います。さまざまな今一応少し急速してきつつあると聞いてありますので、病院体制というのはまた別のことでかける必要があると思います。また多くの国民の命を危険にさらすのは病院の数だけではないとは思っていますので、そういう体制を整えるということも含めて、ここのところはちょっと削除しておいた方がよいかと私は思いますが。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 松本委員

○8番 松本委員 削除するのは悪くないんですが、数字的なものを、先ほど議長の言うとおりに多少なり変わってくることもありますので、最後のところは入れておいた方がいいんじゃないかと、多くの国民の命を危険にさらすことになり、今般の新型コロナウイルス感染拡大等というこの文書ですね。提供することはできず、多くの国民の命を危険にさらすことになりはやっぱり入れておいて方がいいんじゃないかなと、数的な問題はあれにしても。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 この部分について他にご意見ありますか。なければこれを今最初に寺平委員の方から言われました、またから国民の命を危険にさらすまでを全部とっちゃった方がいいという方、挙手をお願いいたします。

【賛成者 挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成多数でそれじゃあこれを削除するということにいたします。他に。中村委員

○12番 中村委員 上から6行目辺りの近接で20分以内の距離に競合する病院があるってことでその20分が何で移動してるのかってのがよくわからなくて、そしたらこの資料を、昨日もらった資料だと車で20分の距離って書いてあるんですけど、もしそれが車の20分以内の距離であったら、そう書くべきで、そうでなかったら何km以内とかにした方がいいんじゃないかなとか思うんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今のご意見に対してどうですか。距離だとわから

ん。

○12番 中村委員 車で20分っていうのなら正しいんですけど。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それじゃあ車でという文言を入れることでよろしいですか。はい。他にありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければそれじゃあ今の部分、最初の部分を削除して、今の上から5行目のところに類似かつ近接で車で20分以内の距離にというように修正をいたします。それではこれで作成していただいて、できるまでそうですね。できるまで暫時休憩といたします。それでは再開いたします。先ほど修正していただきましたので事務局朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 陳情受理番号5 意見書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今先ほど検討していただきました検討した結果であります。確認していただいてよろしいですか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 読みやすくというか、見やすくした方がいいと思うんですけども、上から7行目かな。全国の話が続いてて、長野県の事情が書いてある部分がありますのでこちらを改行したらどうでしょうか。また次に全国知事会、市長会っていうコメントが載ってきますが、こちらは全国の動きでありますのでこちらも改行すると。この2カ所を改行した方が全体的に見やすくなると思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 そうした方が見やすくなると思いますのでそれではそのように修正をしますがよろしいですね。後は事務局にらせていただいて。他はよろしいですね。それではこの案で本会議でこの意見書を出します。よろしいですか。それでは以上でこの陳情については審査を終了といたします。次に継続審査となっております令和2年の陳情受理1番 令和2年2月3日 国に対して「国民健康保険料(税)引き下げのための国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情書について審査を行います。前回検討をしていただく中で意見をいただきましたけれどもなかなか結論が出なくて継続審査となっておりますが、それぞれ今までの検討していただいたと思いますので全員の方から意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。まず最初に誰かありましたらご意見をお願いしたいと思います。松本委員

○8番 松本委員 前回継続になった理由がいわゆる勉強不足ということもありまして今回にいたったわけですが、中に協会けんぽと組合健保が出てるということでよくわからないというような意見も出ておりましたので、協会けんぽというのは社会保険、私は70人くらいの会社にいたんですが、通常で言う社会保険だったんですね。2種類の健保がありまして、協会けんぽといわれるのは中小企業でいう、いわゆる通常の200人から300人くらいの会社って考えてもらえばいいと思うんですが、組合健保っていうのは大企業の保険のあれですが、70人以上が大企業とすればそういうような形の企業が入ってくるっていうね、後共済組合ってのがあるんですが、ここに職員として勤めている公務員の方なんか組合

員になると思いますが、それがここに文章の中に出てくる協会けんぽと1.3倍とか、組合健保1.7倍とか、それをさしていると思いますので、そういうことです。それで本題に入りますが、いわゆる協会けんぽの場合ですね、年収が400万の4世帯、父ちゃん母ちゃんとお子さんというような場合でいた場合、協会けんぽの場合の負担は19万8,000だったとしますが、国保の場合だと42万6,000くらいの、ここで言うと2倍くらいの格差が出て来てしまうと。ここで言われている非常に国保が高い、協会けんぽ1.3倍の差が出てくるというような感じになりますので、そういうことでぜひこれは保険の引き下げのための増額を求める意見書ですと通していただきたいということです。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他の方ありますか。なければ全員の方から意見いただきたいと思います。唐澤委員ご意見ありますか。

○5番 唐澤委員 前回申し上げたところと私は変わらないんですけど、前回の意見と変わりませんけれども、改めてですね、今回のコロナウイルス関係の国の対応等見てるわけですが、あるいは我々国民の困り具合とかですね、色々みているわけですが、感じるどころですけれども、一般質問の中でも触れさせていただいたところあるんですが、社会権の中にですね、憲法25条の社会権の中に、国は社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上に努めなければならないという文言があるわけです。まさに町長の方が公衆衛生という言葉が答弁の中で使われましたので、改めて私も社会権の中の公衆衛生っていう重みを、何年か前はあれが何で入ってるのかなと思ったわけですが、公衆衛生っていう文言がですね。改めて公衆衛生というものが我々の命にとってですね、非常に大切なものだっていう、それを守っていくことが大切なことだって改めて思ったわけです。そういう中で社会福祉、特にここは社会保障のところになると思いますが、社会保障の向上に国は努めなければならないと、まさに憲法25条を具現化するとか、実現するためにもこういう要請をしていくことは必要じゃないかと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 そうですね、勉強不足ということから前回は継続にさせていただきました。それで色々調べましてある程度国も財源を投入してそれから財政支援をするという立場をとっていますので、これはある程度評価できるのではないかとということも感じております。しかしながら国民保健というものの現状見ますともう少しの支援体制必要なんじゃないかと思いますが、現況国がコロナも含めて対応している最中でもありますし、バランスをとりながら進めていくんであるというふうに理解をしております。ですので、この度はこの意見書に対して趣旨採択でいいのではないかとというふうに思っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 私もこの趣旨には大変賛同するものでありまして、国民健康保険料を協会けんぽ並の保険料並に引き下げる、要は保険によって、入る保険によって公平性が保たれないっていうことに関してはこれは是正すべきだと思います。ただ国庫支出金を根本的に増額するというのはこれ簡単に言いますと増税を意味するのではないかな、消費税

増税に踏み込んだ議論になってくるかと思います。その中で消費税増税にまで思いが至りませんので、やっぱり現時点で国庫支出金の増額という点については影響が大きいのかな。ただやっぱり保険料の不公平はやっぱりありますのでこれは是正を求めていくことは大事だと思いますので、私も趣旨採択に賛同いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 釜屋委員

○4番 釜屋委員 国民健康保険については財源移譲が県に付されて再三検討される中で国も財源移譲と同時にかかなりの額が県に投入されていることは承知しております。そして今固まってきている中の県の医療制度で国保に対して多いことにこしたことはないんですけども、やはり財源が限られている中で将来に付けを回していくことにもなりますし、適正な保険料、そして国の財政のバランスが大事だと思いますし、今後国の施策を見て、そしてまた協会けんぽとかありますので、そういったことも見て、その上で判断をする。また国も増えてる中で今後のことは数字的なこともしっかり把握した上でしていくべきだと思います。趣旨採択ということで趣旨には私も賛同いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 やはり入っている保険によって差が出てくるということはよくないと思います。それで引き下げてもらおうということには賛成ですが、寺平委員がいったように国庫支出金で増額するという点についてはそれでいいのかなというところがありますので、一番最後の国庫支出金を抜本的に増額することってというのが抜ければ賛成という立場に。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 一応全員の方からご意見をお聞きしました。他になにかありますか。松本委員

○8番 松本委員 財源の話になると思うんですが、さっきの中村委員と寺平委員の関係ですが、これは財源があるというふうに考えていただいた方がいいと思います。純利益を19兆円から45兆円と2.3倍にも増やしながら4兆円も減税されてきた大企業なんかね、大株主1,000億円を超えるような大口の株主ですが、3.5兆円から17.6兆円とも5倍を超え増え上がるなど株高で資産を多くした富裕層にも応分の負担を求めることで十分作りだすことができると思います。例えばアメリカなどと比べても高額所得者優遇となっている証券税制を改め、株式配当の統合課税や高額株式譲渡所得を欧米並みに30%まで引き上げるなど、富裕層への証券課税の評価だけで1.2兆円の税源が生まれるとされているのでここに書いてるように公費を1兆円投入するということも可能だということなんです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にご意見ありませんか。なければ討論行います。討論ありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 趣旨採択を検討していただきたいと動議します。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今のことに趣旨採択のことについて他に何かありますか。松本委員

○8番 松本委員 採択として賛成討論をしたいと思います。先ほど言いましたようにこ

ここに書いてあるように協会けんぽと他の労働者組合健保なんですけど、1.3倍1.7倍と非常に大幅に変わってきてるわけですね。それを本当に協会けんぽ並に直すということは先ほども財源のことに触れましたが可能になります。ですので、是非この陳情書を上げていただいて、意見書を上げていただくことを求めます。採択していただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは今先ほどの趣旨採択にという意見の中でありましたので、もういっぺん動議を出していただきたいと思います。釜屋委員

○4番 釜屋委員 趣旨採択を諮っていただきたいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今討論がありまして討論は終結をいたします。そして今趣旨採択をという動議が出されましたので、まずその趣旨採択についての評決を表す、議決を、採決をしたいと思います。趣旨採択に賛成する方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 3人賛成ということですので委員長採決ということではありますが、趣旨採択に賛成いたします。それでは国に対して「国民健康保険料(税)引き下げのため国庫負担の増額を求める陳情書」の提出を求める陳情書については趣旨採択ということに決定いたしました。その旨本会議で報告させていただきます。ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会の今回の審査については終了いたします。あと午後ですが現地調査をさせていただきたいと思います。今回直接議案には関係ありませんけれども3カ所みたいと思います。一つは西小学校のトイレ、南小学校の通学路の南新町というかの国道のバイパス沿いの通学路の現状、それから新しいみどりのリサイクルの天竜川のところにあるものですがその3カ所を見たいと思います。それを午後1時半から正面玄関前を出発いたしますのでお願いをいたします。以上で会議を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

【請願・陳情 終了】

午後1時30分 終了